

# 利尻町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 5 月  
(令和 4 年 3 月改訂)  
利尻町

## 目 次

<b>1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 計画の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象施設.....	2
4 計画期間.....	2
<b>2章 公共施設等を取り巻く利尻町の状況</b> .....	<b>3</b>
1 利尻町の概要.....	3
2 人口の推移と今後の見通し.....	5
3 財政の状況.....	7
<b>3章 公共施設等の現状と今後の見通し</b> .....	<b>9</b>
1 建築系公共施設の現状と今後の見通し.....	9
2 土木系公共施設の現状と今後の見通し.....	20
3 公共施設等全体のまとめ.....	32
<b>4章 現状や課題に関する基本認識</b> .....	<b>34</b>
1 将来人口の見通し.....	34
2 財政状況から見た課題.....	34
3 公共施設等の現況と更新費用の見通し.....	34
<b>5章 公共施設等マネジメントの理念と目的</b> .....	<b>35</b>
1 計画の管理方針.....	35
2 計画の推進体制.....	35
3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標.....	36
<b>6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> .....	<b>37</b>
1 人口減少を見据えた整備更新.....	37
2 住民ニーズへの適切な対応.....	37
3 民間活力の積極的な導入.....	38
<b>7章 公共施設等の管理に関する実施方針</b> .....	<b>39</b>
1 点検・診断等の実施方針.....	39
2 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	39
3 安全確保の実施方針.....	40
4 耐震化の実施方針.....	42
5 長寿命化の実施方針.....	42
6 ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	43
7 統合や廃止の推進方針.....	43

<b>8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>45</b>
1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針 .....	45
2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針 .....	50
<b>9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み</b> .....	<b>52</b>
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方.....	52
2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針 .....	52
3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果 .....	53
<b>10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策</b> .....	<b>54</b>
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 .....	54
2 PDCAサイクルの推進方針.....	56

# 1章 はじめに

## 1 計画の背景と目的

利尻町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「利尻町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」を平成 29 年 5 月に策定しています。

その後、本計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

また、総務省では「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成 30 年 2 月 27 日に改訂しています。

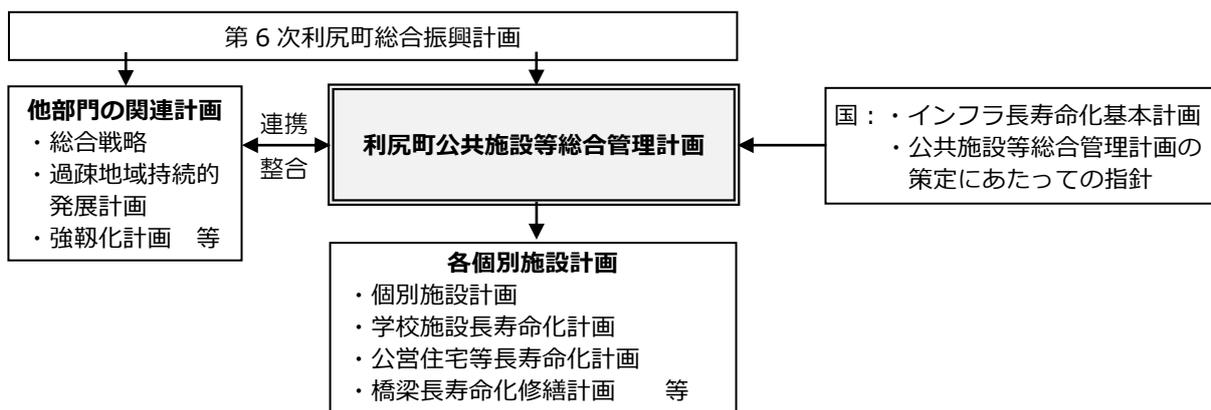
本計画は、計画策定から5年が経過することから、これまでの公共施設等の取組等について検証するとともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「第 6 次利尻町総合振興計画」を上位計画として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理等における基本方針を示すものであり、「過疎地域持続的発展計画」などの関連計画と整合を図ります。

施設別の具体的な取組み等については、各個別施設計画によって定めます。

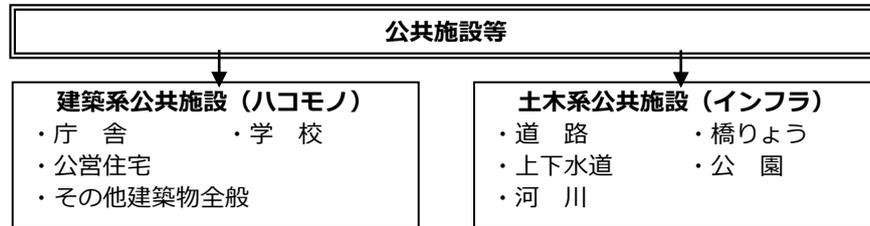
図 計画の位置づけ



### 3 計画の対象施設

本計画の対象は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、町が保有または管理する全ての施設等とします。

図 対象となる公共施設等



### 4 計画期間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図ることから、平成 29 年 5 月に策定した本計画の計画期間を継続することとし、令和 4 年度～令和 13 年度までの 10 年間とします。

尚、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

図 計画期間





## (2) 地形・気候

気候は、1年間における最高気温と最低気温の気温差は 40℃以上あります。年間平均気温は 7.6℃です。

図 利尻町の気温の推移

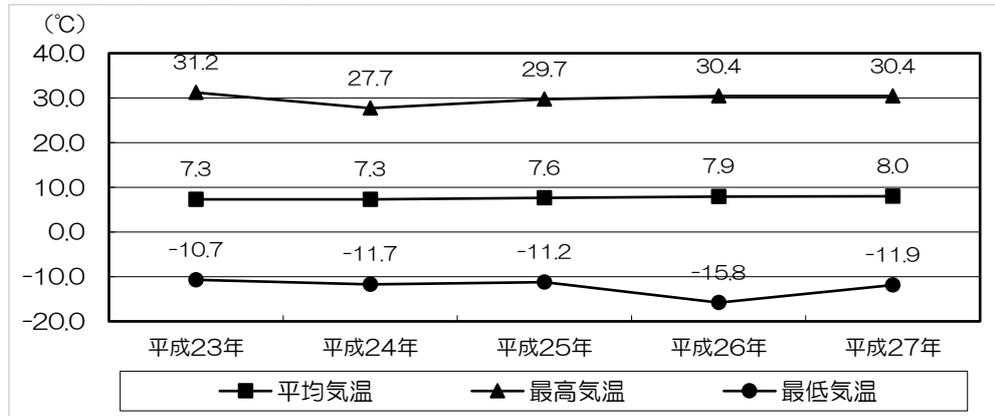


表 利尻町の気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)		
平成 28 年	1,087.0	7.3	31.2	-10.7	3.6	1,427.8
平成 29 年	799.0	7.3	27.7	-11.7	3.6	1,443.8
平成 30 年	923.0	7.6	29.7	-11.2	3.7	1,469.7
令和元年	708.5	7.9	30.4	-15.8	3.6	1,539.7
令和 2 年	1,142.0	8.0	30.4	-11.9	3.4	1,509.3
平均	931.9	7.6	29.9	-12.3	3.6	1,478.1

資料：気象庁ホームページ

## 2 人口の推移と今後の見通し

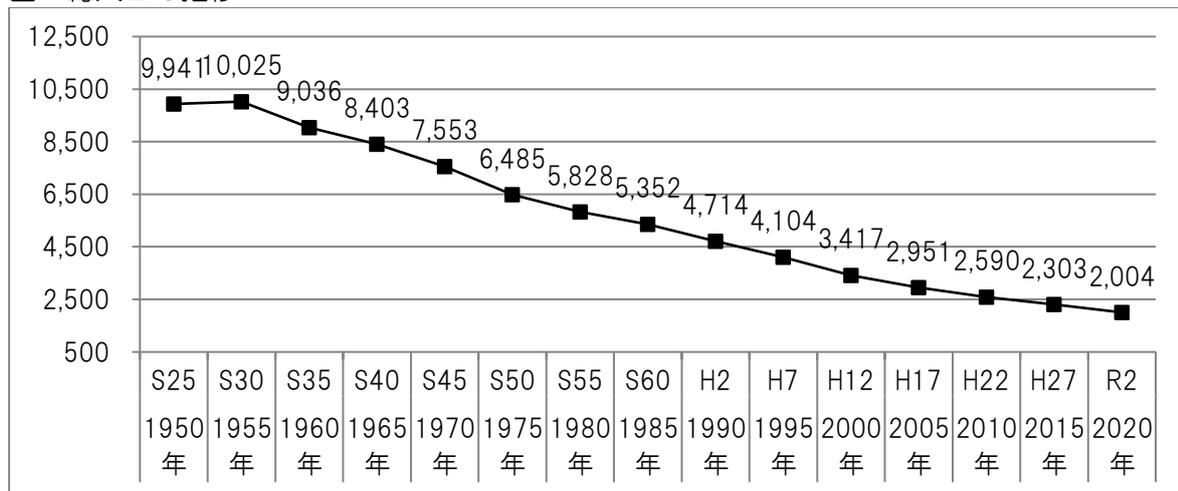
### (1) 総人口

本町の人口は、昭和 30 年に 10,025 人とピークを迎え、その後は減少が続いています。令和 2 年国勢調査は 2,004 人であり、ピークから 80%の減少となっています。

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 2 年以降も減少を続け、令和 27 年には約 789 人（令和 2 年人口の約 40%）になると予想されます。

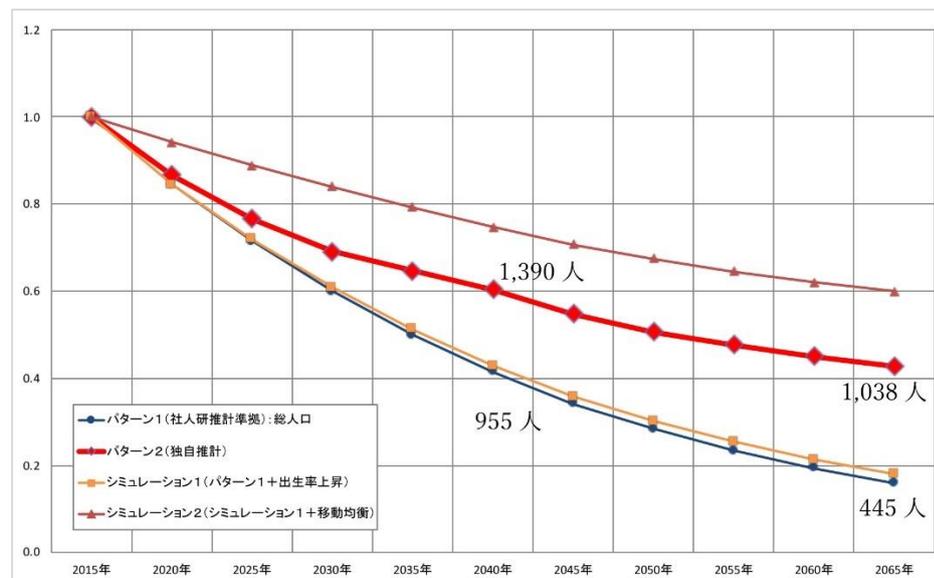
第 2 期利尻町人口ビジョンにおける展望人口は、令和 47 年で 1,038 人（同 52%）と設定しています。

図 総人口の推移



資料：各年国勢調査

図 人口の推移（住民基本台帳）



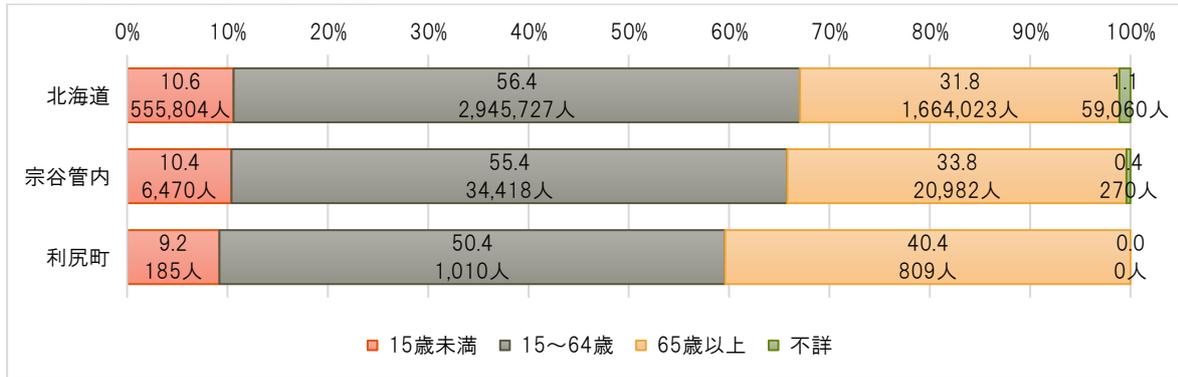
資料：第 2 期 利尻町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（H18～25 年 3 月末、H26 年～1 月 1 日）

## (2) 年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和2年国勢調査で、年少人口（15歳未満）が9.2%、生産年齢人口（15～64歳）は50.4%、高齢人口（65歳以上）は40.4%となっています。年少人口割合は全道、宗谷管内と比較して最も低く、高齢人口割合は最も高くなっています。

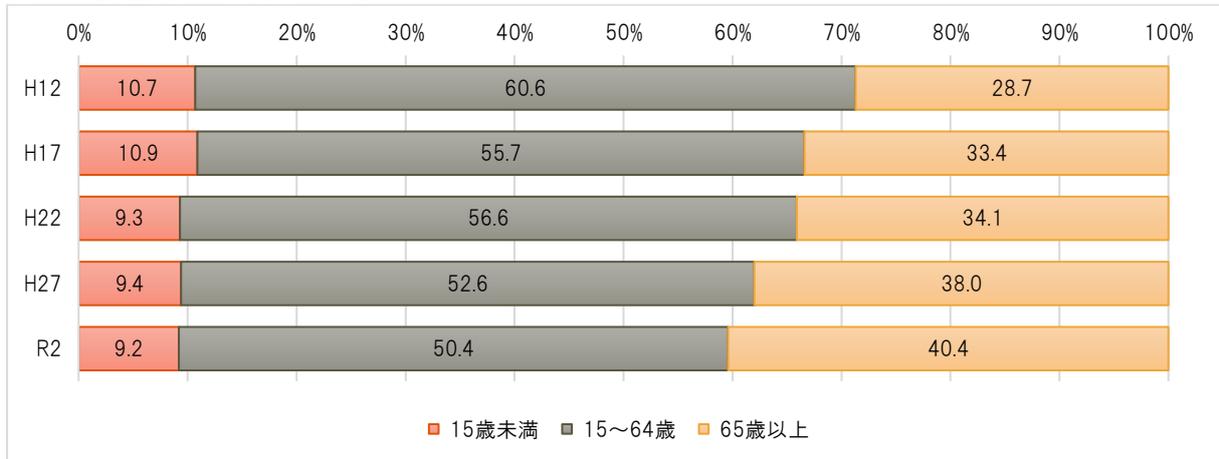
15年間（平成12～令和2年）の推移をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少し、高齢人口割合は増加傾向となっています。

図 年齢別人口構成比の比較



資料：令和2年国勢調査

図 年齢別人口構成比の推移



資料：各年国勢調査

### 3 財政の状況

#### (1) 歳入の状況

令和 2 年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約 2 億円で、地方交付税が約 22 億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の 19.4%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 80.6%となっています。

平成 23～令和 2 年度の推移をみると、総額 33～48 億円を推移しています。

図 歳入の推移

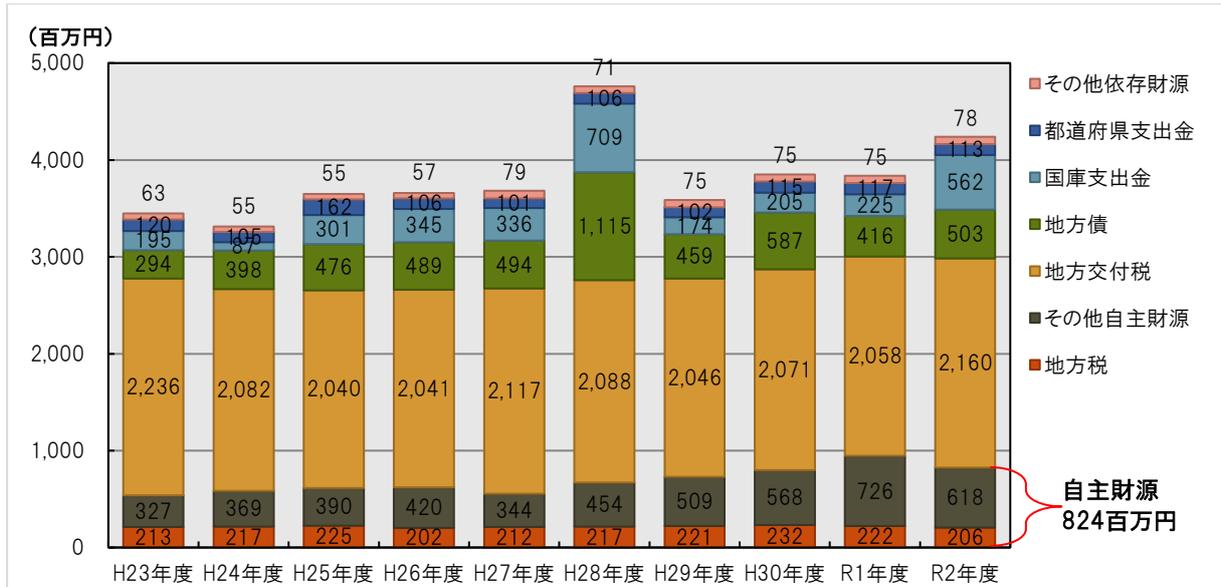
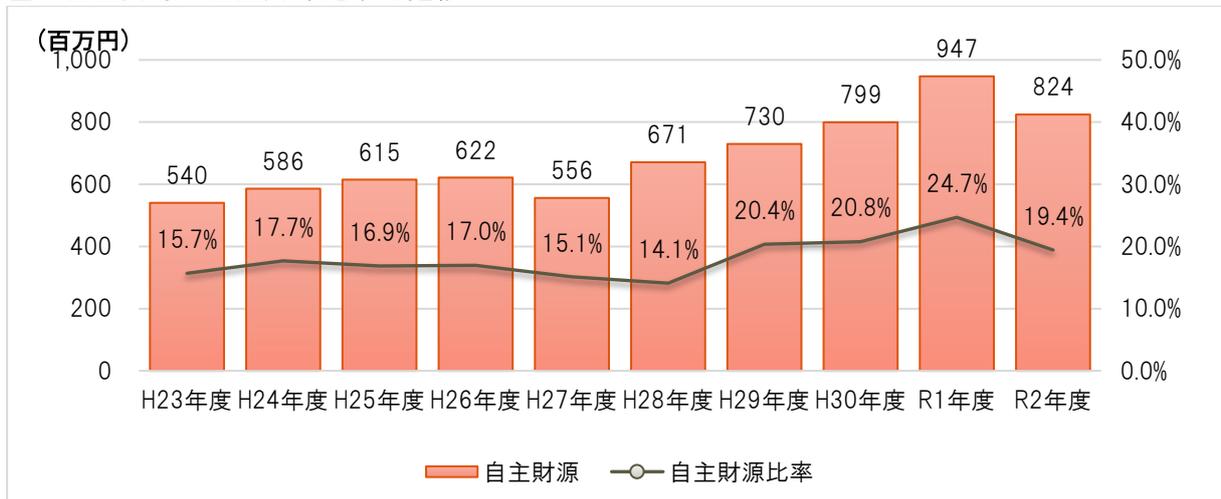


図 自主財源・自主財源比率の推移



## (2) 歳出の状況

平成 23～令和 2 年度の歳出の状況をみると、投資的経費は平成 28 年度を除いておおよそ 3～6 億円で推移しています。

令和 2 年度における義務的経費の全体に占める割合は 29.7%、投資的経費の割合 11.6%です。

図 歳出の状況

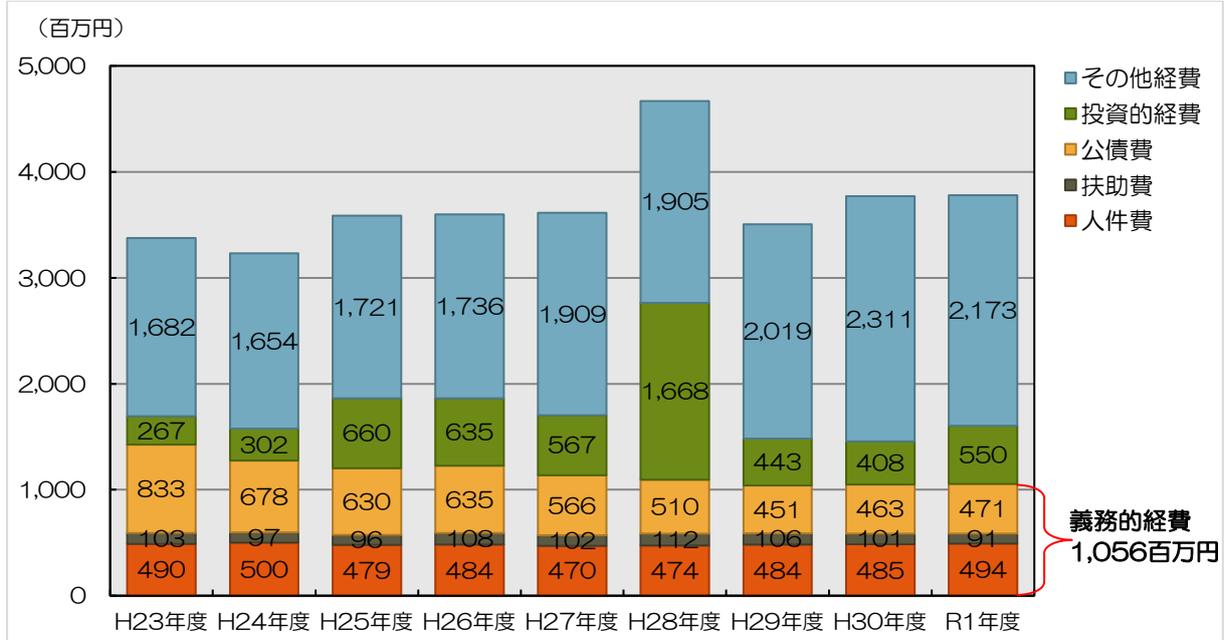
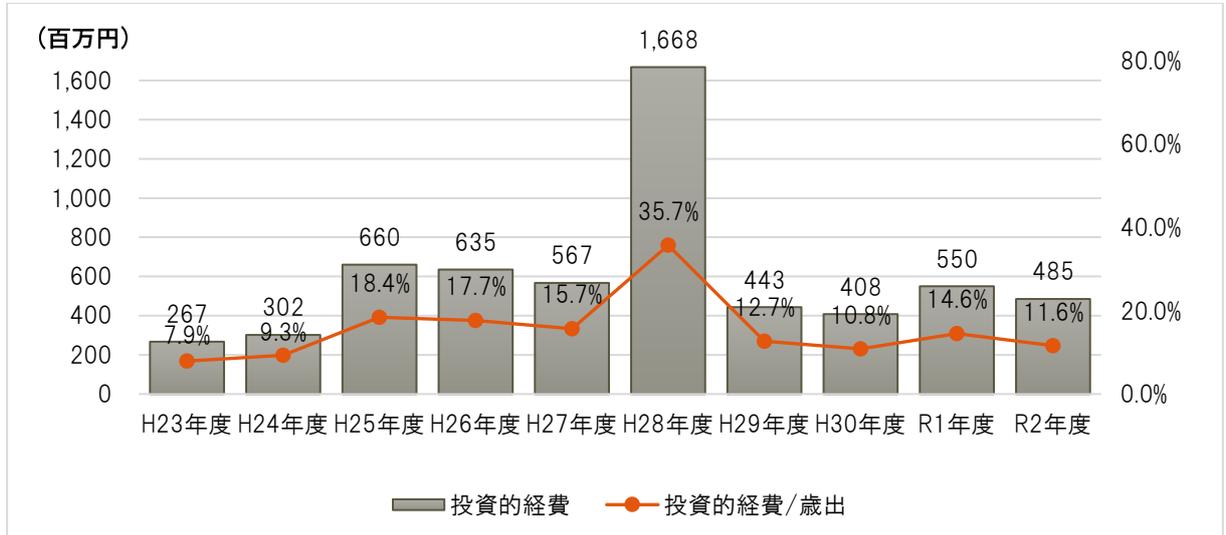


図 投資的経費と歳出総額に占める投資的経費の割合



### 3章 公共施設等の現状と今後の見通し

#### 1 建築系公共施設の現状と今後の見通し

##### (1) 建築系公共施設の現状

###### ① 保有量の推移

令和2年度末現在、本町が保有する建築系公共施設は、123施設、239棟です。

用途別施設数では、行政系施設が21施設と最も多く、次いで公営住宅が9施設、スポーツ・レクリエーション系施設が8施設となっています。また、その他施設は50施設となっており、主な内訳は職員住宅や教員住宅、廃校等となっています。

当初計画時点（平成27年度末時点）からの推移をみると、施設数は6施設増加しています。内訳をみると、学校教育系施設で1施設1棟の減、公営住宅で1棟の増、公園で1施設1棟の減、その他施設で8施設14棟の増となっています。

図 施設類型別施設数の推移

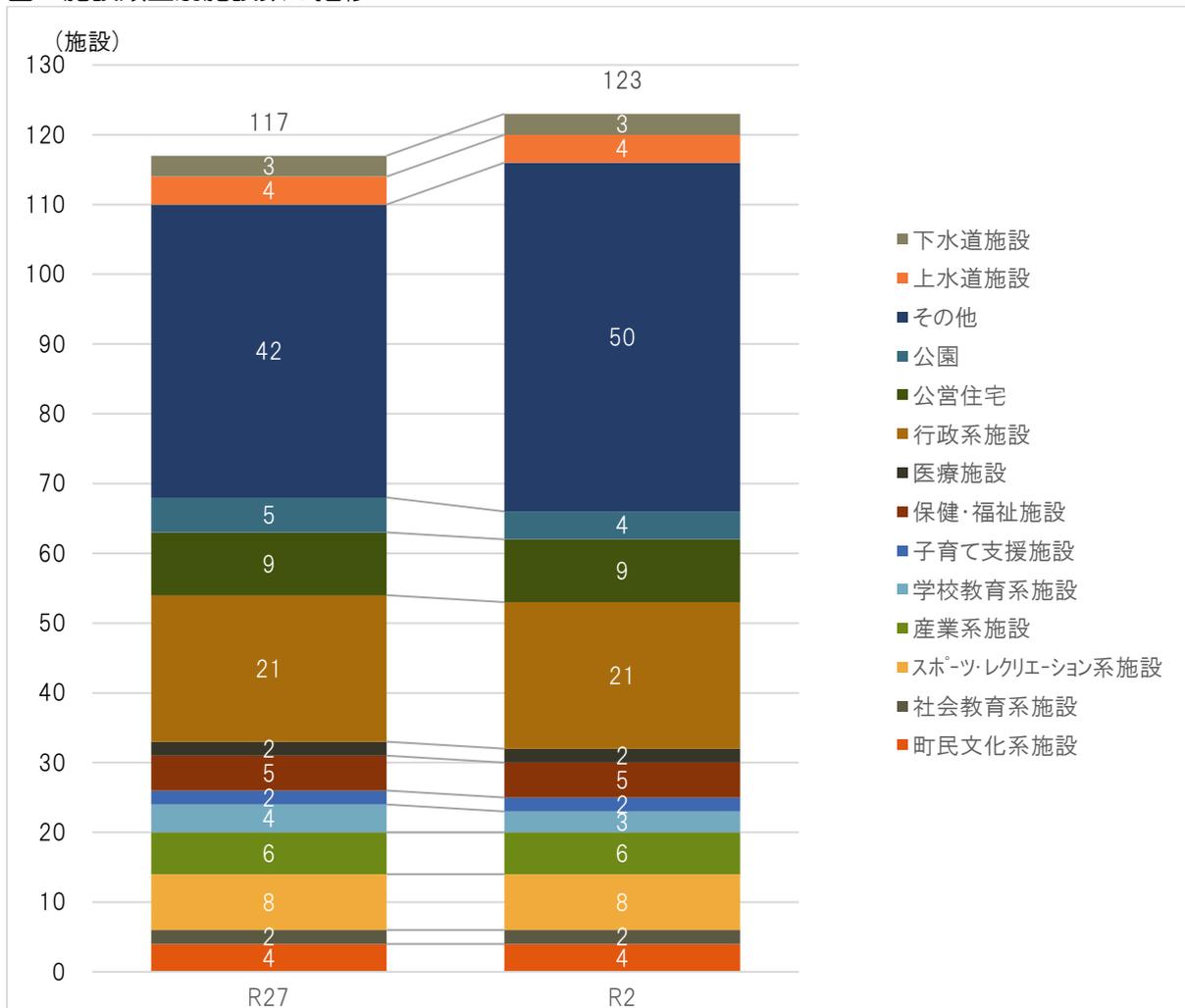
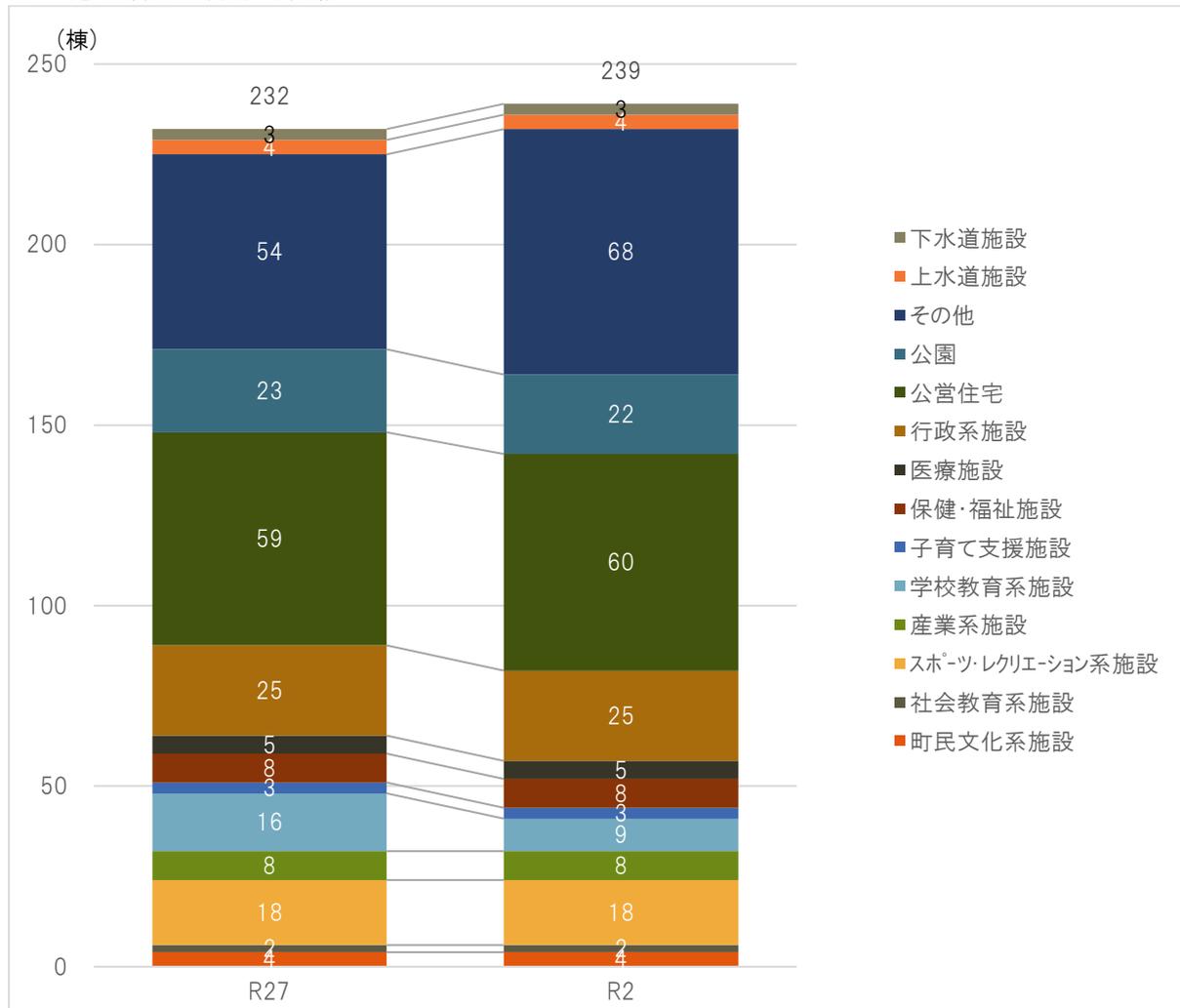


図 施設類型別棟数の推移



## ②延床面積の推移

建築系公共施設の総延床面積は71,102㎡です。

用途別延床面積構成比では、公営住宅が17.1%で最も高く、以下、スポーツ・レクリエーション系施設が15.7%、学校教育系施設が11.0%、行政系施設が9.4%であり、この4つで町有建築物の約5割を占めています。また、その他施設は18.4%を占めています。

本計画では、令和38年までに施設保有面積（平成27年度末時点）の約25%を削減することを数値目標に掲げていますが、当初計画時点からの推移をみると、2,664㎡増加しており、面積縮減が進んでいない状況です。

図 施設類型別延床面積と推移

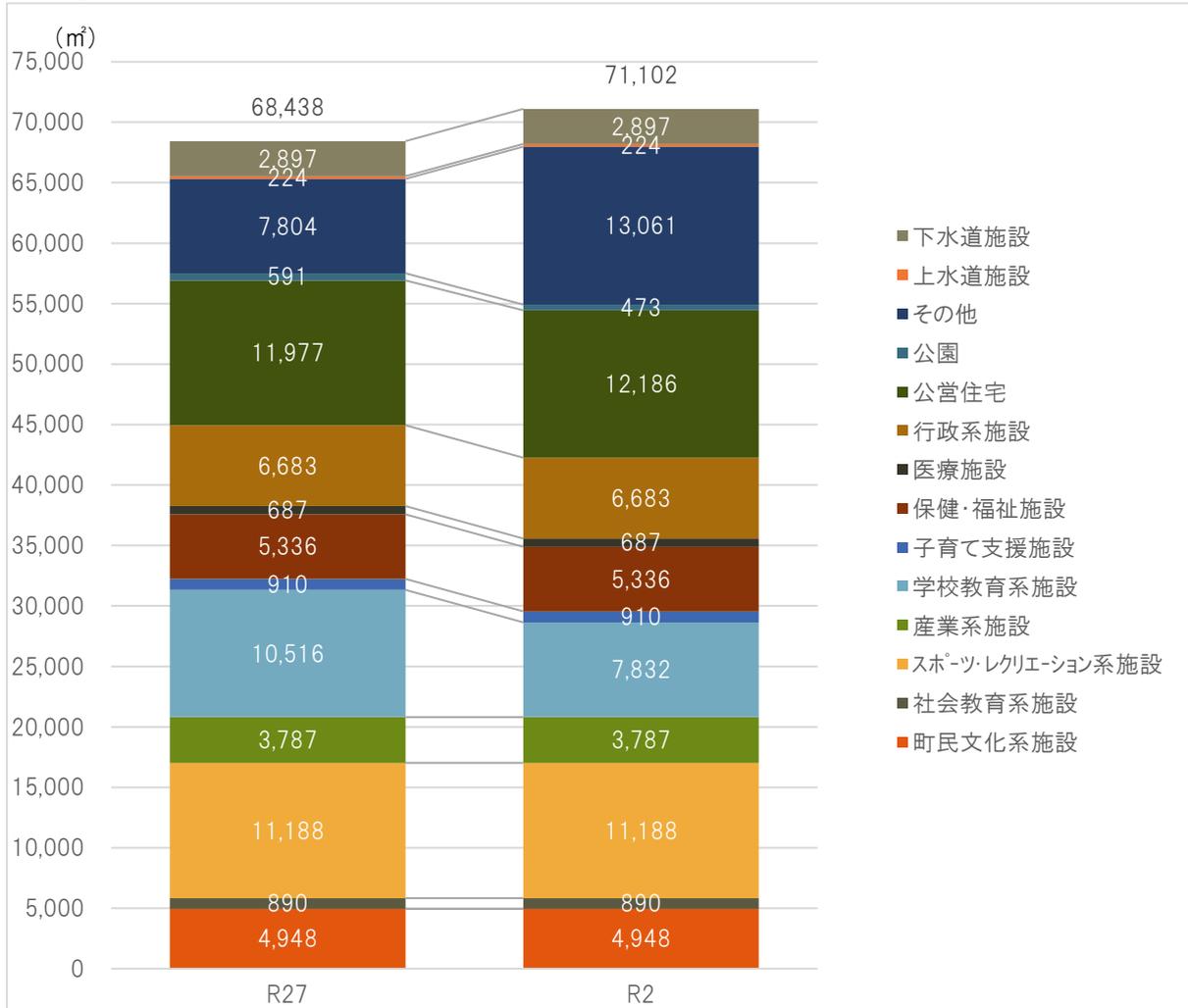


表 建築系公共施設

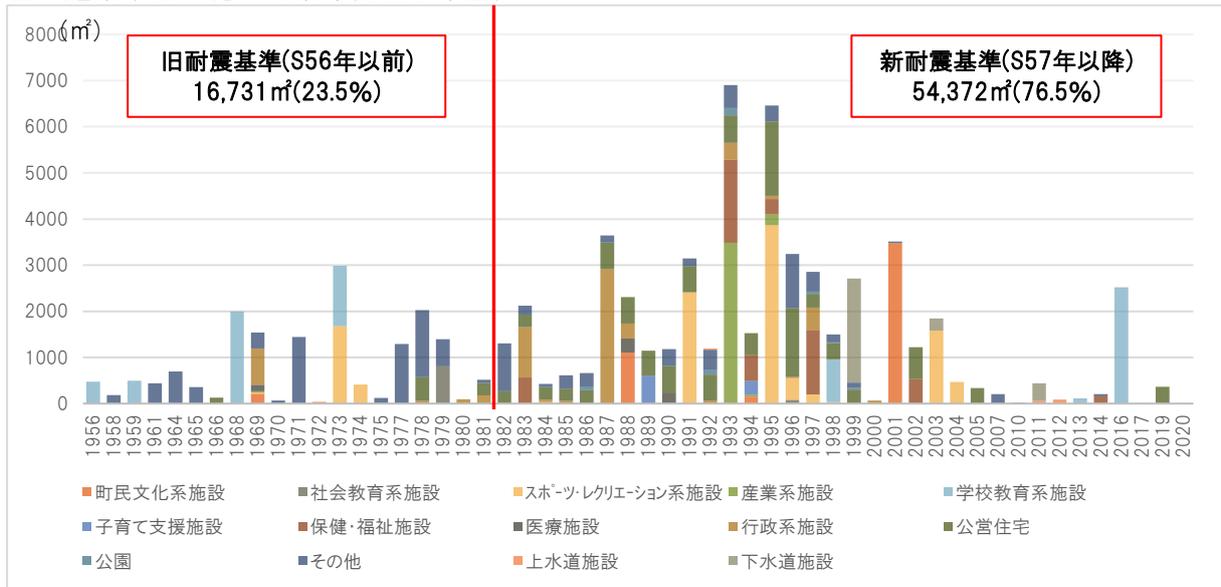
施設分類	主な用途	施設数	小計 (施設)	棟数	小計 (棟)	延べ床 面積 (㎡)	小計 (㎡)	面積 割合
町民文化系施設	集会施設	4	4	4	4	4,948	4,948	6.96%
社会教育系施設	博物館等	2	2	2	2	890	890	1.25%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4	8	4	18	4,515	11,188	6.35%
	レクリエーション施設・観光施設	1		1		34		0.05%
	保養施設	3		13		6,639		9.34%
産業系施設	産業系施設	6	6	8	8	3,787	3,787	5.33%
学校教育系施設	学校	3	3	9	9	7,832	7,832	11.02%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	2	3	3	910	910	1.28%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	5	8	8	5,336	5,336	7.50%
医療施設	医療施設	2	2	5	5	687	687	0.97%
行政系施設	庁舎等	2	21	4	25	2,942	6,683	4.14%
	消防施設	14		15		2,300		3.23%
	その他行政系施設	5		6		1,441		2.03%
公営住宅	公営住宅	9	9	60	60	12,186	12,186	17.14%
公園	公園	4	4	22	22	473	473	0.67%
その他	その他	50	50	68	68	13,061	13,061	18.37%
上水道施設	上水道施設	4	4	4	4	224	224	0.32%
下水道施設	下水道施設	3	3	3	3	2,897	2,897	4.07%
総計		123 施設		239 棟		71,102 ㎡		100.00%

### ③建築系公共施設の築年別状況

建築系公共施設の築年度別状況をみると、昭和 56 年以前では昭和 43 年度から昭和 48 年度までに多くが建築されており、昭和 57 年以降では昭和 62 年度から平成 13 年度までに多くが建築されています。

赤い縦線は、これより左側が旧耐震基準による建物を示しており、右側が現行の新耐震基準による建物を示しています。床面積の割合をみると、新耐震基準による施設が 7 割以上を占めています。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積



#### ④有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

一般的な目安として有形固定資産減価償却率は 35～50%程度と言われていますが、本町の有形固定資産減価償却率は 75.4%と平均より高くなっています。

当初計画策定時（平成 28 年度末）からは、約 3 ポイント増加しており、10 年後の令和 13 年度末時点には約 75%になる見込みです。

施設類型別では、医療施設が 100%で最も高く、償却を終えています。次いで、公園が 99.4%、行政系施設が 96.9%、社会教育系施設が 82.9%と続いています。一方で、上水道施設が 33.7%で最も低くなっていますが、H28 年度末より約 12 ポイント増加しています。

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の状況

分類	取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
町民文化系施設	2,084,159	999,165	47.9%
社会教育系施設	273,459	226,715	82.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	3,383,315	2,078,085	61.4%
産業系施設	956,318	729,817	76.3%
学校教育系施設	2,609,615	1,171,241	44.9%
子育て支援施設	223,909	179,745	80.3%
保健・福祉施設	1,527,163	946,524	62.0%
医療施設	124,653	124,653	100.0%
行政系施設	10,101,663	9,788,911	96.9%
公営住宅	2,376,172	1,637,937	68.9%
公園	176,349	175,249	99.4%
その他	3,197,493	2,590,279	81.0%
上水道施設	71,180	23,968	33.7%
下水道施設	1,026,900	547,944	53.4%
合計	28,132,349	21,220,232	75.4%

※一部整備年度が不明な施設は計上していない。

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移と見通し

分類	H27 年度末	R2 年度末	R13 年度末
町民文化系施設	37.3%	47.9%	70.8%
社会教育系施設	73.4%	82.9%	100.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	50.8%	61.4%	81.3%
産業系施設	63.4%	76.3%	100.0%
学校教育系施設	86.2%	44.9%	60.6%
子育て支援施設	72.2%	80.3%	95.3%
保健・福祉施設	49.6%	62.0%	85.4%
医療施設	100.0%	100.0%	100.0%
行政系施設	95.5%	96.9%	99.0%
公営住宅	59.5%	68.9%	92.7%
公園	95.6%	99.4%	100.0%
その他	68.2%	81.0%	93.3%
上水道施設	22.2%	33.7%	57.3%
下水道施設	38.7%	53.4%	81.6%
合計	72.7%	75.4%	88.6%

※一部整備年度が不明な施設は計上していない。

### ⑤これまでの実績

当初計画策定以降、長寿命化改修については、主に公営住宅において計画的に進められており、施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

実施年度	施設分類	施設名	建設年度
H28	公営住宅	新湊団地	H7
H29		新湊団地	H8
H30		神居団地	H8
R1		はまなす団地	H4
R2		富野団地	H2

当初計画策定以降、沓形中学校と仙法志中学校を統合し、利尻中学校として新たに整備しています。

表 これまでの主な実績（複合化・統合）

実施年度	施設名	建設年度	面積	従前施設名	建設年度	面積	備考
H28	利尻中学校	H28	3,706	沓形中学校	S36	3,009	利尻町定住移住支援センターとして活用
				仙法志中学校	S40	2,185	旧仙法志中学校として現有中

当初計画策定以降、以下の建物を新設しています。

表 これまでの主な実績（新設）

実施年度	施設分類	施設名	備考
H28	その他	利尻中学校教員住宅	
H29		旧開発宿舎	買取
		スクールバス車庫	
H30		H29 利尻中学校教員住宅	
R1	その他	旧沓形駐在所	買取
R2	公営住宅	神居シェアハウス	空家改修
		泉団地	
	その他	泉団地	
	その他	神居海岸パーク	

当初計画策定以降、以下の建物を除却しています。

表 これまでの主な実績（除却）

実施年度	施設分類	棟名	建設年度	面積
H30	その他	教員住宅（仙中校長）	H4	74
R2	公営住宅	公営住宅（富野団地）	S45	157
-	公園	見返台公園東屋	H6	118

## ⑥投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で18億円であり、平均3.6億円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費※は、累計で3.2億円であり、平均0.6億円/年となっています。

投資的経費の推移をみると、平成28年度に統合中学校の建設により新規整備分が膨らんでおり、平成29年以降は1～2億円で推移しています。

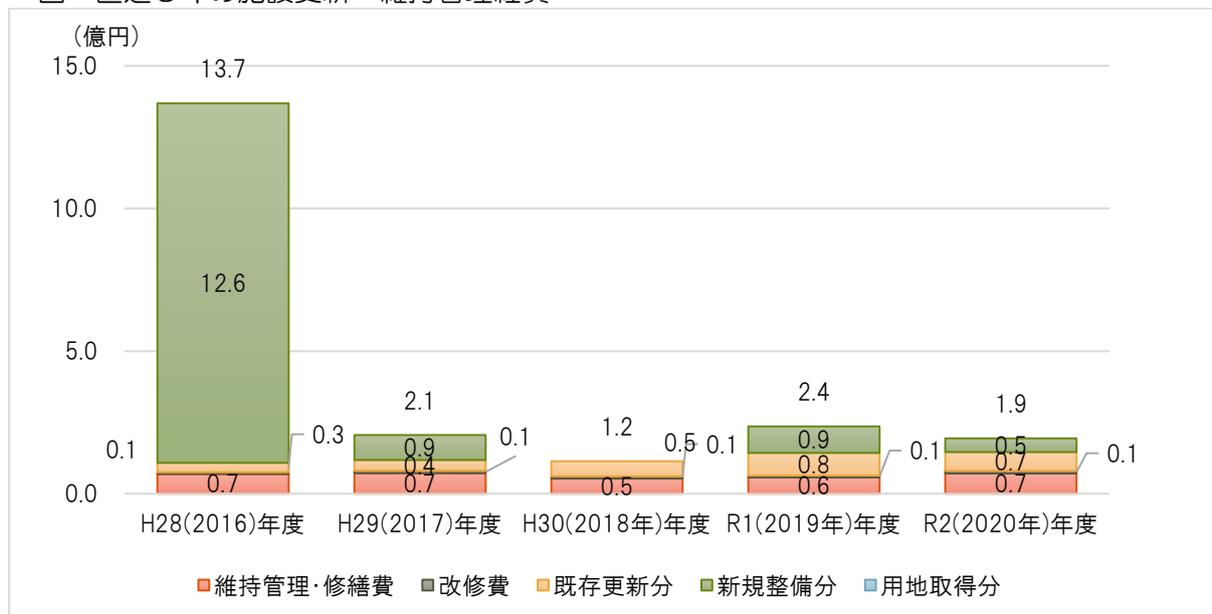
内訳をみると、既存更新（改築）が累計14.9億円、新規整備が累計2.7億円、改修費が0.4億円となっています。

維持管理費は、年間約0.5～0.7億円で推移しています。

※維持管理・修繕費を示す。

維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



## (2) 建築系公共施設の今後の見通し

現在保有する施設（延床面積）を全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

### ①年当たりの平均費用

下図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2016～2020年度までの表示）と、今後40年間（2021～2060年度）にかかると予想される更新費用の推計値です。

今後40年間、現在あるすべての公共施設約6.8万㎡（上下水道施設を除く）を保有し続けた場合にかかる更新費用は333.7億円となり、年平均では8.3億円となります。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均3.6億円（グラフ中の赤水平線）ですが、これの約2.3倍に相当します。

### ②ピーク

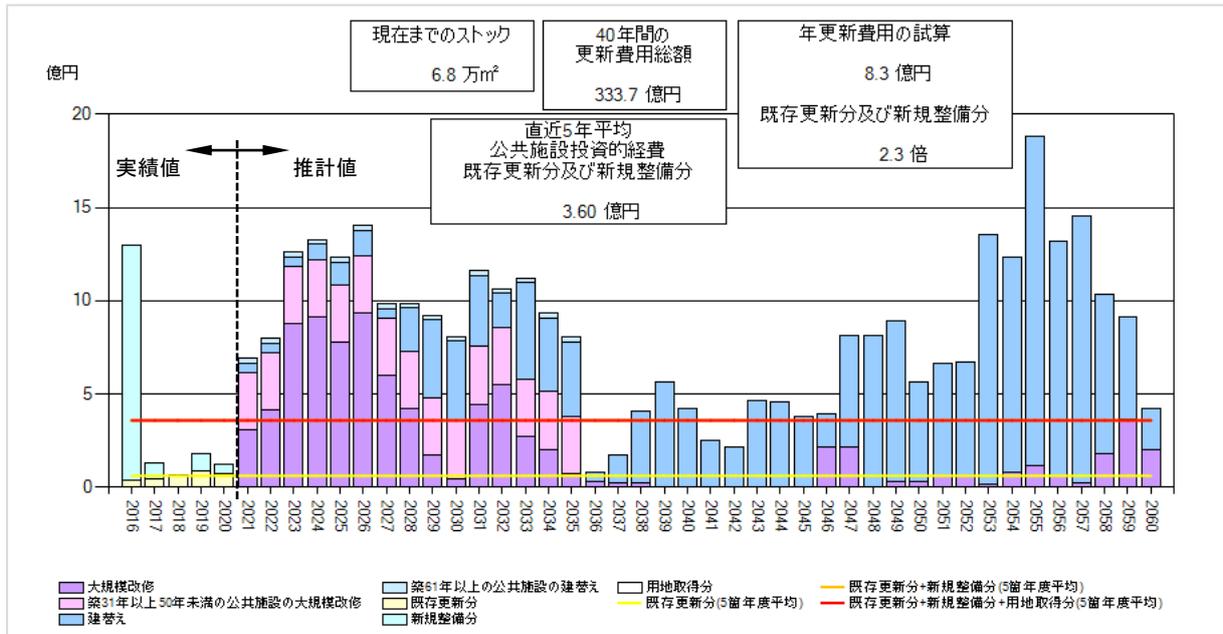
まず2023～2026年度に大規模改修等によるピークがやってきます。その後2028年度以降からは、建替えによる費用が増え始め、2053～2058年度は毎年度10億円相当の費用を要する見込みです。

### ③費用内訳

今後10年間に「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」及び「大規模改修」にまとまった費用\*が必要となります。2029年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

\*大規模改修が実施されなければならない築後30年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな建設は行わない。
- 建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。
- 建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- 大規模改修及び更新（建替）単価は次のとおりとする。

表 大規模改修及び建替単価 (単位：万円/m<sup>2</sup>)

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

## 2 土木系公共施設の現状と今後の見通し

### (1) 道路

#### ①現状

##### a. 保有量の推移

町道（一般）は実延長で約 9.2 万m、面積で約 72.2 万㎡を整備しています。  
当初計画時点からの推移をみると、道路は面積で 2,762 ㎡増加しており、人口一人当たり面積では、人口減少が進んでいるものの 50.3 ㎡増加しています。

表 町道の内訳

内訳	
一般道路	実延長合計 91,602m、道路面積合計(道路部) 758,263 ㎡

表 道路の実延長・面積推移

	人口(人)	道路の 実延長(m)	人口一人 当たり延長(m)	道路面積(㎡)	人口一人 当たり面積(㎡)
H27 末	2,303	91,731	39.8	755,501	328.1
R2末	2,004	91,602	45.7	758,263	378.4
差引	-299	-129	5.9	2,762	50.3

##### b. 有形固定資産減価償却率の推移

道路の有形固定資産減価償却率は、61.1%と減価償却が進んでいます。  
当初計画（平成 27 年度末）からの推移をみると、約 7 ポイント高く償却が進んでいます。また、10 年後の令和 13 年度末時点には約 83%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
2,966,702	1,813,312	61.1%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27 年度末	R2 年度末	R12 年度末
53.7%	61.1%	83.1%

##### c. これまでの実績

当初計画策定以降の主な実績は以下のとおりです。  
改修については、主に平成 28～令和 2 年度に実施し、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績

種別	実施年度	路線名
新設	H28	蘭泊 1 号線
改良	H28	神居 1 5 号線
	R1	仙法志市街 3 号線 道路舗装
	R2	栄浜 2 号線 沓形市街 2 9 号線

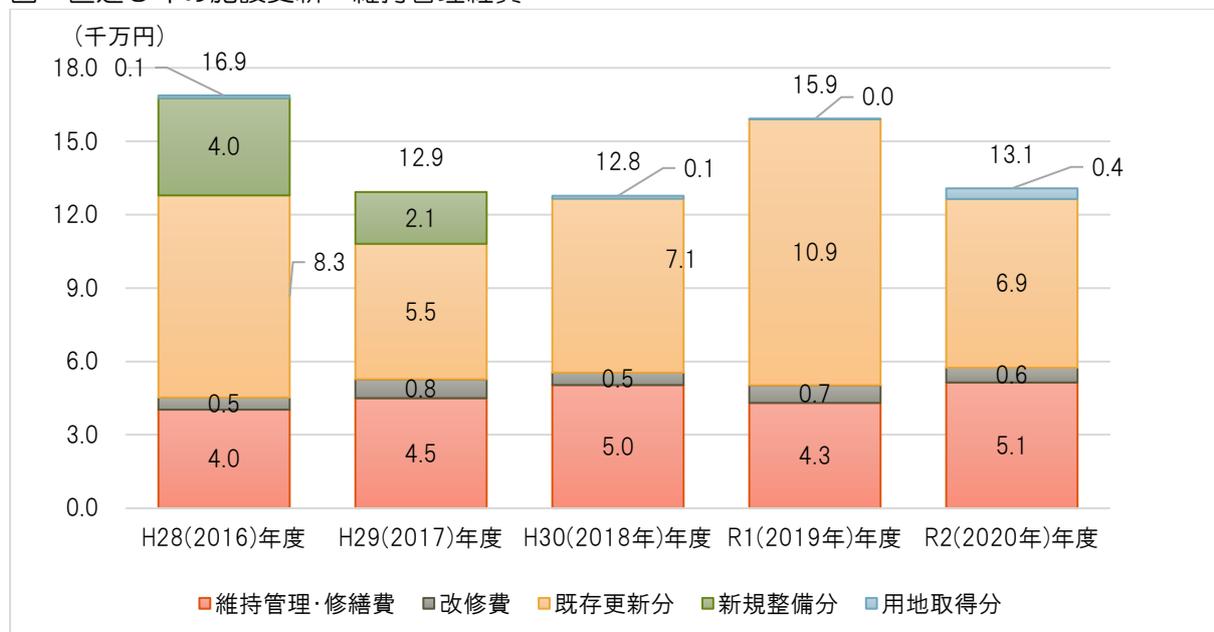
#### d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で4.8億円であり、平均9.7千万円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で2.3億円であり、平均4.6千万円／年となっています。

維持管理費は、年間4～5千万円で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

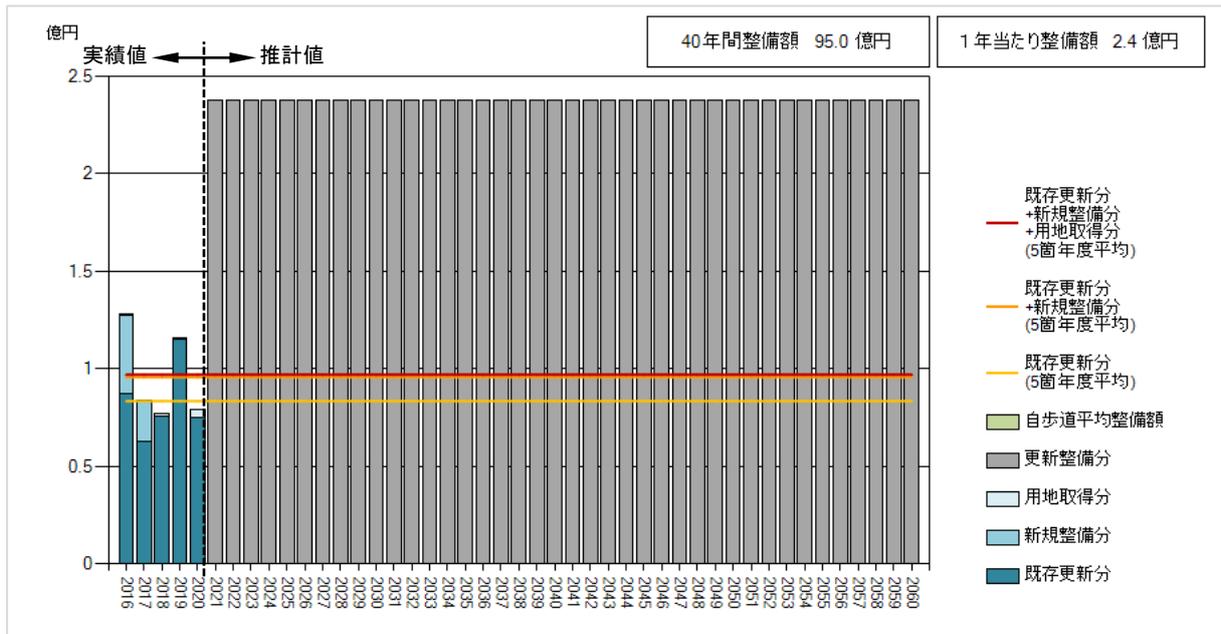


## ②今後の見通し

道路整備面積を更新年数で割った面積を、1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は95億円で、年あたりでは2.4億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去5年間の投資的経費の実績は年平均0.97億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、年当たりの必要経費はこれの約2.5倍に相当します。

図 道路の更新費用



### <推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- 更新単価は、4,700円/m<sup>2</sup>（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

## (2) 橋りょう

### ①現状

#### a. 保有量の推移

橋りょうの総面積は 503 m<sup>2</sup>です。橋りょうは、古いものでは昭和 35（1960）年度に整備されています。

赤い縦線より左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示しますが、現在のところ耐用年数を経過しているものは、1 本、16 m<sup>2</sup>です。

当初計画時点からの推移をみると、総量に変動はなく、年数の経過により耐用年数超過橋数、面積が増加しています。

図 橋りょうの建設年度別面積

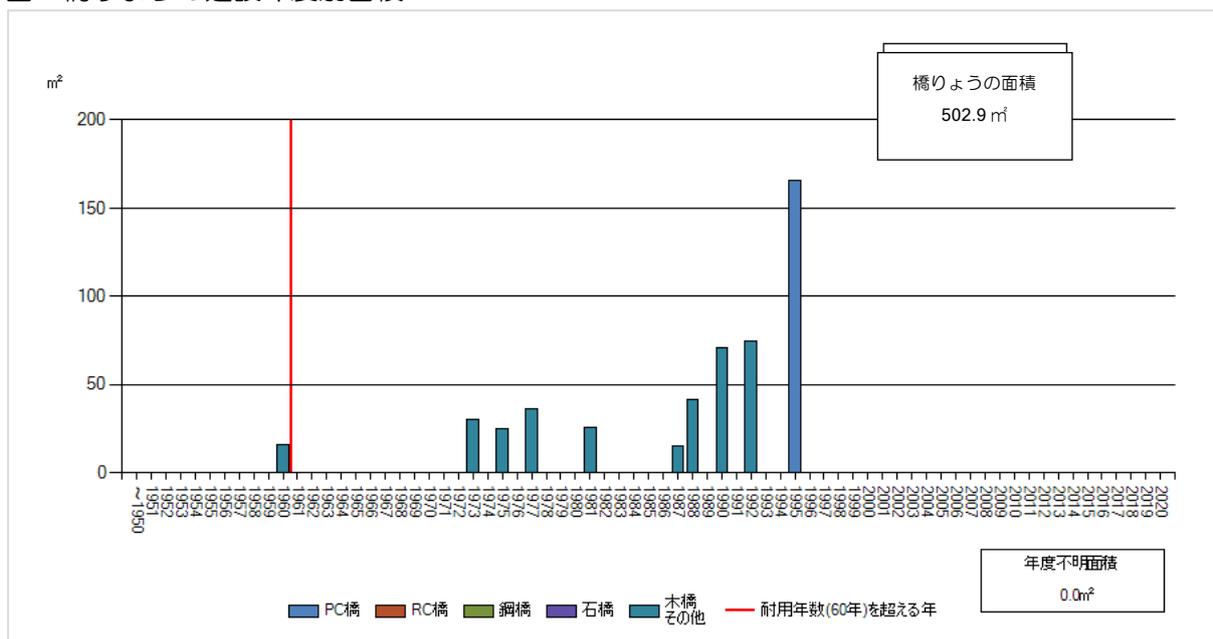


表 橋数・面積推移

	橋数	うち耐用年数超過 橋数	橋りょう面積 (m <sup>2</sup> )	うち耐用年数超過 面積 (m <sup>2</sup> )
H27 末	11	0	502.9	15.7
R2 末	11	1	502.9	15.7
差引	0	1	0	0

## b. 有形固定資産減価償却率の推移

橋りょうの有形固定資産減価償却率は、47.3%と減価償却は進んでいません。  
当初計画（平成 27 年度末）からの推移をみると、0.7 ポイント高く償却が進んでいます。  
また、10 年後の令和 13 年度末時点には約 65.5%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
264,590	125,034	47.3%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27 年度末	R2 年度末	R12 年度末
46.6%	47.3%	65.5%

## c. これまでの実績

当初計画策定以降、新規整備はありませんが、計画的に改修を行い、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

実施年度	橋りょう数	延長	面積
H28	1	8.8	83.2
H29	1	8.8	83.2
H30	1	9	35.9
R1	1	5	52.5

## d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で 5.2 千万円であり、平均 1.0 千万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費はなく、投資的経費の内訳は、全て改修費となっています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費



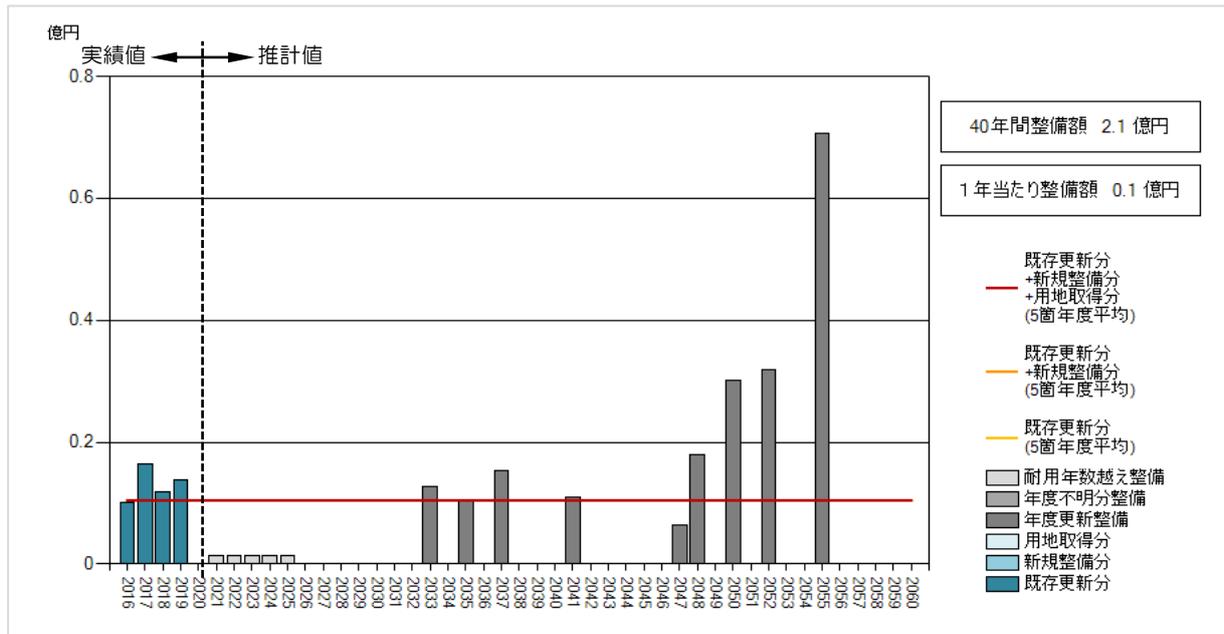
## ②今後の見通し

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は2.1億円で、年当たりでは0.1億円です。直近5年の更新費用の平均は0.1億円となっており、概ね確保できることとなります。

年度別にみると、2033年以降に更新が発生し、2055年に集中しており、7千万円の費用が必要となります。

図 橋りょうの更新費用



### <推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

RC橋	: 425千円/㎡	鋼橋	: 500千円/㎡
PC橋	: 425千円/㎡	木橋その他	: 425千円/㎡

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

### (3) 上水道

#### ①現状

##### a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 60,037m です。

赤い縦線より左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示しますが、耐用年数を超過しているものはありません。

管種別の内訳は、導水管が 3,487m、送水管が 6,392m、配水管が 50,158m となっています。

当初計画時点からの推移をみると、変動はありません。

図 上水道管の敷設年度別延長

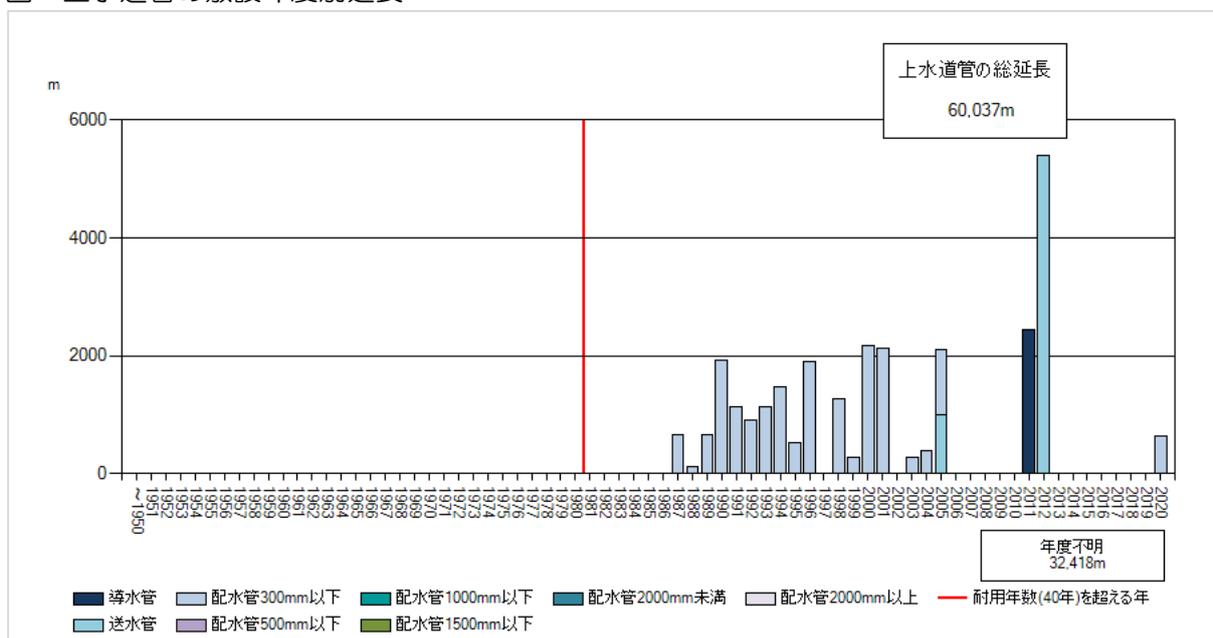


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H27 末	60,037	0
R2 末	60,037	0
差引	0	0

## b. 有形固定資産減価償却率の推移

上水道の有形固定資産減価償却率は、75.5%と高く、減価償却が進んでおり、10年後の令和13年度末時点には87.9%に達する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
5,921,273	4,471,757	75.5%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27年度末	R2年度末	R12年度末
70.7%	75.5%	87.9%

## c. これまでの実績

当初計画策定以降、計画的に改修を行い、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

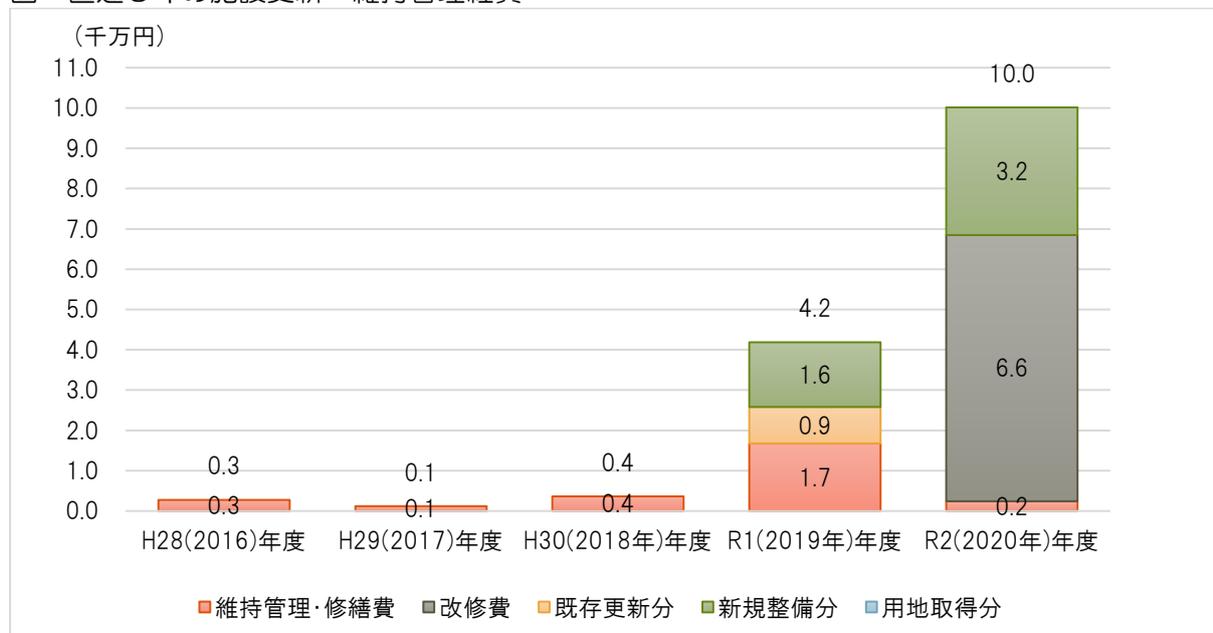
実施年度	箇所数	延長計
R2	2	644m

## d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で1.2億円であり、平均2.5千万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で2.7千万円であり、平均0.5千万円/年となっており、令和元年を除けば0.1~0.4千万円で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

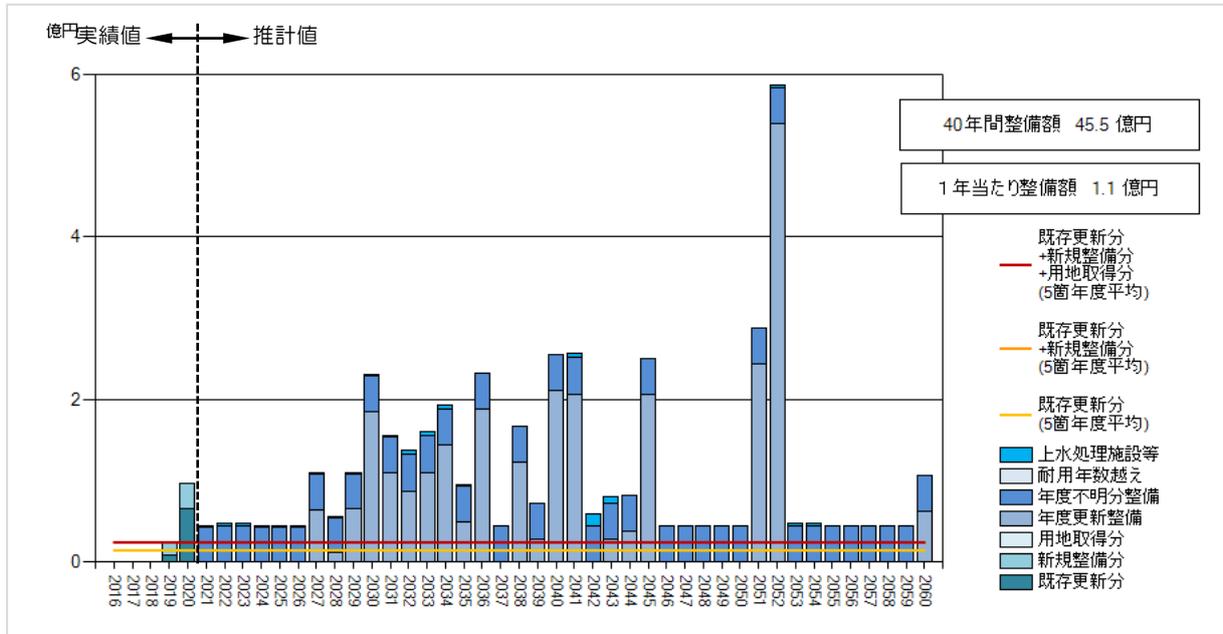


## ②今後の見通し

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は45.5億円で、年当たりでは1.1億円です。直近5年の投資的経費の平均が0.25億円であることから、約4.4倍の費用が必要となります。

図 上水道の更新費用



### <推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 法定耐用年数40年で割った面積を均等に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

導水管 300 mm未満	: 100 千円/m	配水管 50 mm以下	: 97 千円/m
送水管 300 mm未満	: 100 千円/m	75 mm以下	: 97 千円/m
		100 mm以下	: 97 千円/m
		125 mm以下	: 97 千円/m
		150 mm以下	: 97 千円/m
		200 mm以下	: 100 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

## (4) 下水道

### ①現状

#### a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 29,595m です。平成 9 (1997) 年以降に敷設されています。  
赤い縦線より左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが、現時点ではありません。  
当初計画時点からの推移をみると、延長にほとんど変動はありません。

図 下水道管の敷設年別延長

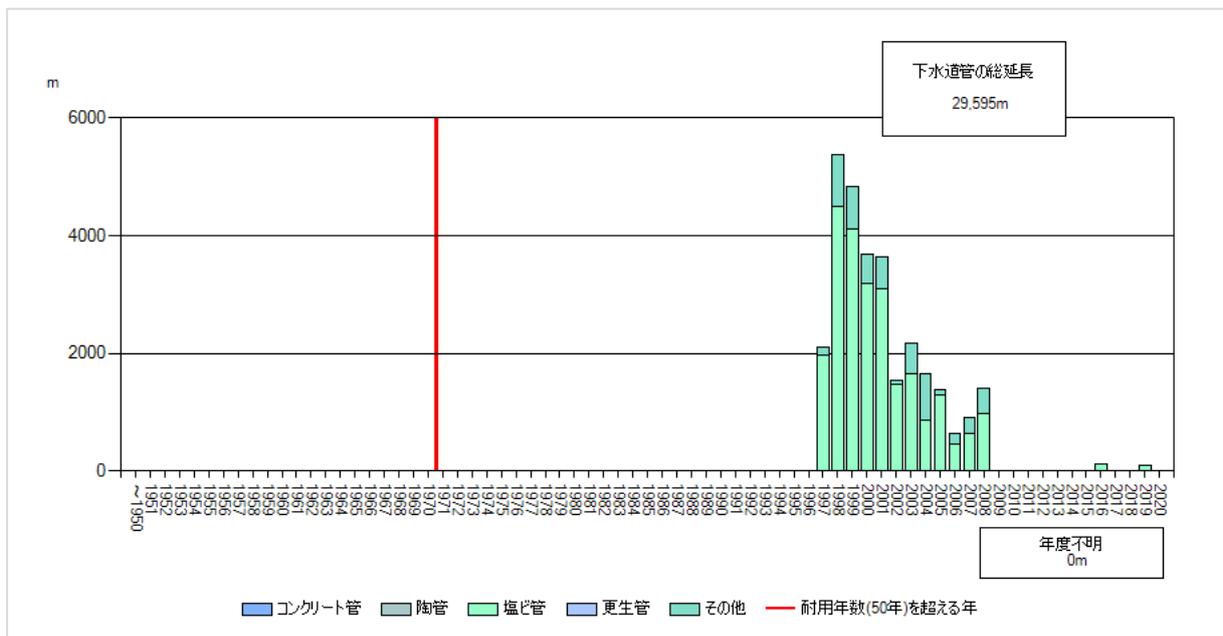


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H28	29,477	0
R2末	29,595	0
差引	118	0

## b. 有形固定資産減価償却率の推移

下水道の有形固定資産減価償却率は、37.0%と土木系（インフラ）の中で最も小さくなっています。

当初計画（平成27年度末）からの推移をみると、約10ポイント高く償却が進んでいます。また、10年後の令和13年度末時点には約59%と大幅に増加する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
1,831,773	678,172	37.0%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27年度末	R2年度末	R12年度末
27.1%	37.0%	59.0%

## c. これまでの実績

当初計画策定以降、下水道管だけでなく、処理場についても毎年度改修を行うなど、計画的に施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

実施年度	箇所数	延長 計
H28	1	109m
R1	1	123m

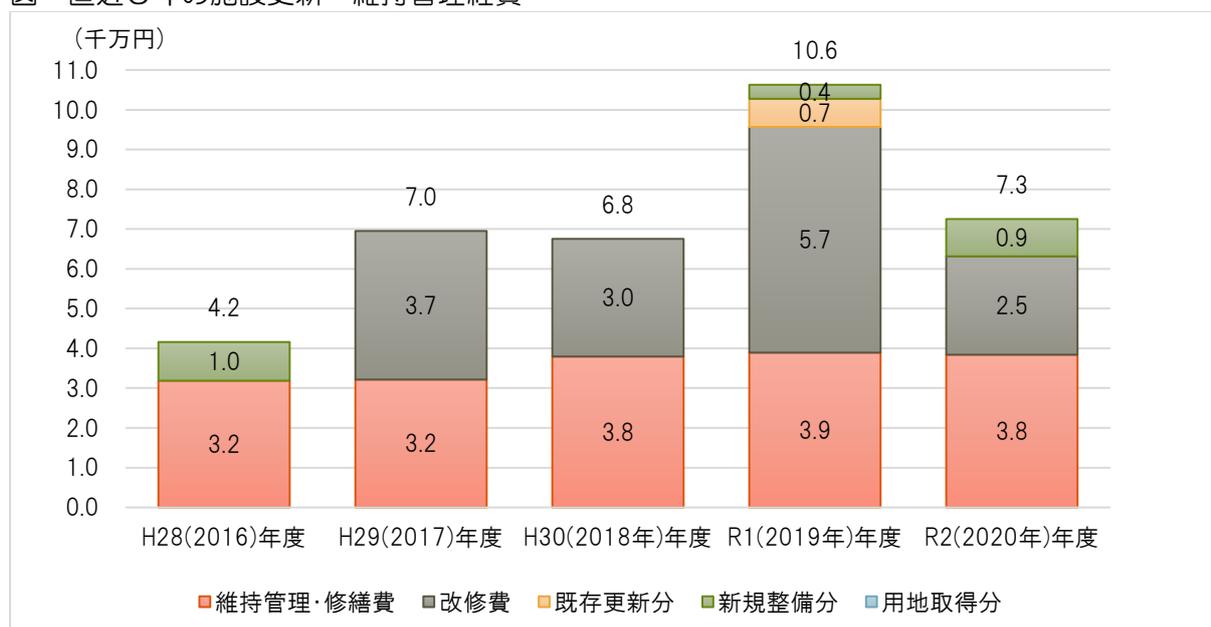
## d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で1.8億円であり、平均3.6千万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で1.8億円であり、平均3.6千万円/年となっています。

維持管理費は、年間3.2～3.9千万円で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



## ②今後の見通し

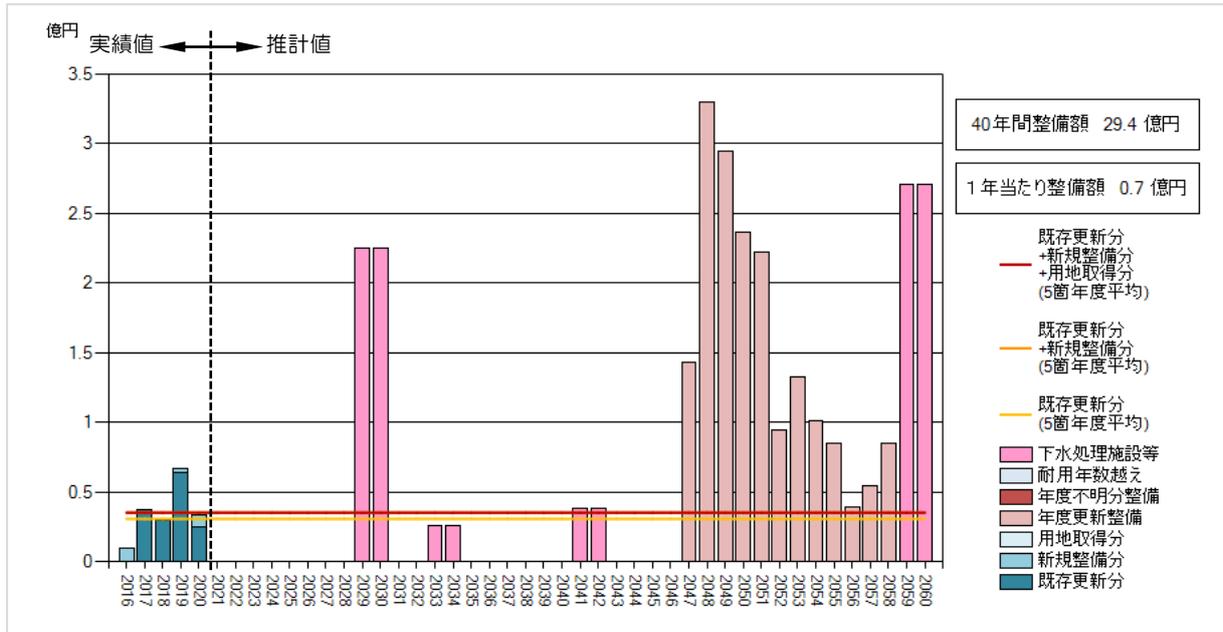
延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は29.4億円で、年当たりでは0.7億円です。直近5年の投資的経費の平均が0.36億円であることから、1.9倍の費用が必要となります。

今後2029年度以降に下水処理施設等の更新費用が発生し、令和2029～2030年度は2.3億円の費用が必要です。

2047年度以降に下水道管の更新費用が発生し、2048年度には3億円以上の費用が必要となります。

図 下水道の更新費用



### <推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- 管径別更新単価は次のとおりとする。

250 mm以下： 61 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

- 下水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならい加算する。

### 3 公共施設等全体のまとめ

#### (1) 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で26.3億円であり、平均5.3億円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で8.1億円であり、平均1.6億円/年となっています。

直近5年間累計額の項目別割合をみると、投資的経費では、建築系公共施設が最も高く全体の68%、次いで道路が18%を占めています。また、維持管理経費においても、建築系公共施設が最も高く全体の40%、次いで道路が28%を占めています。

図 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

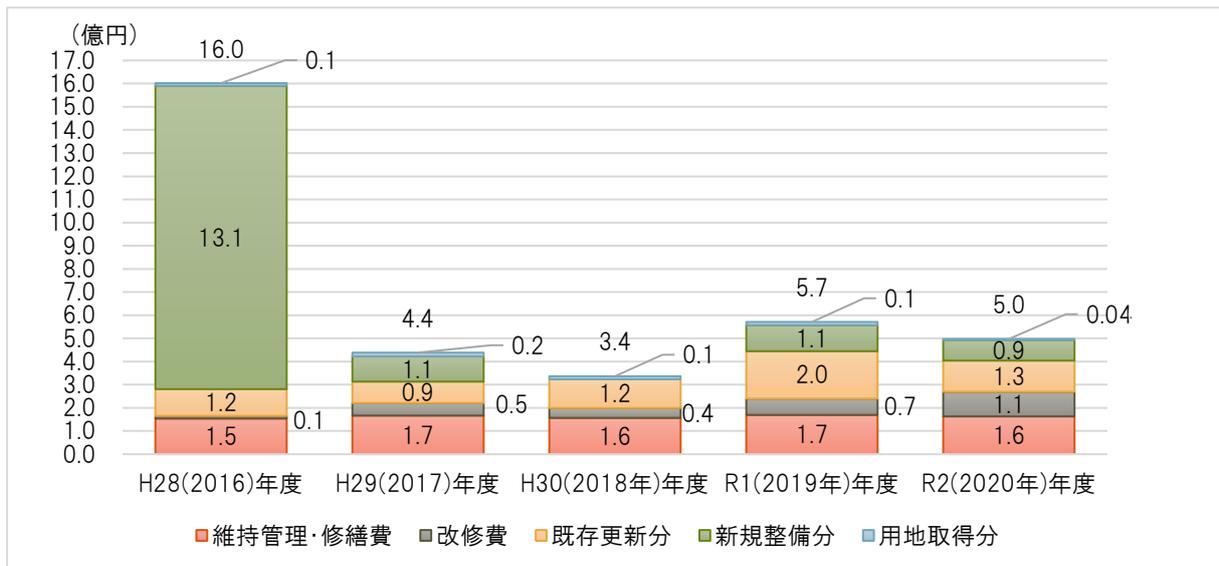


図 項目別投資的経費構成比（5年合計）

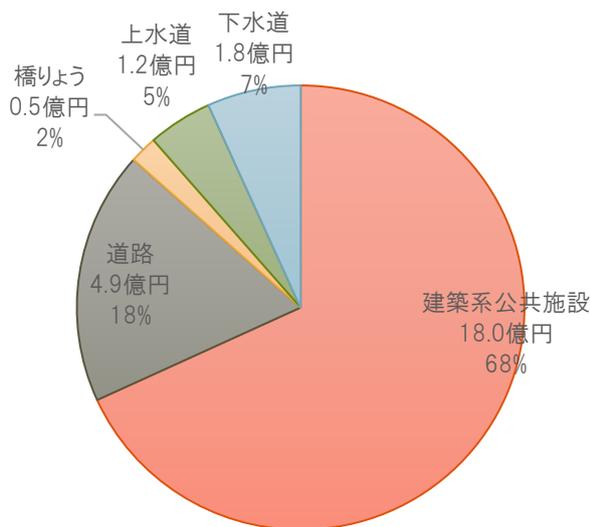
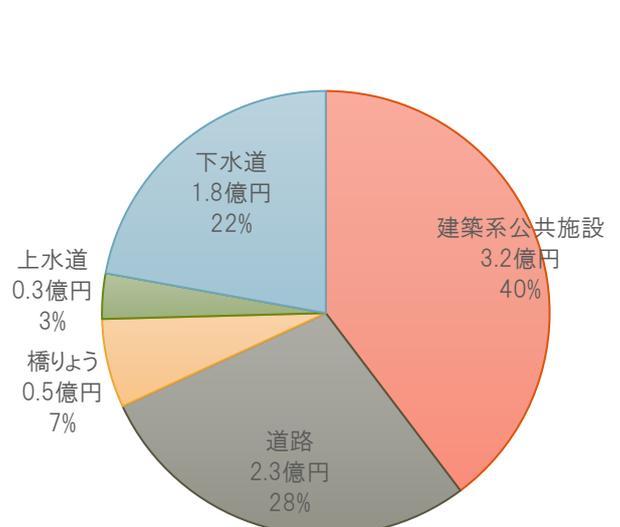


図 項目別維持管理経費構成比（5年合計）



## (2) 公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は505.8億円で、年当たりでは12.6億円です。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分、改修費）は年平均5.3億円（グラフ中の赤色水平線）となっており、約2.4倍の更新費用が必要となります。

更新費用の推移をみると、2022～2035年度、2047～2060年度で毎年10億円以上の更新費用が必要となります。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の66%、次いで道路が19%を占めています。

図 公共施設等全体の更新費用

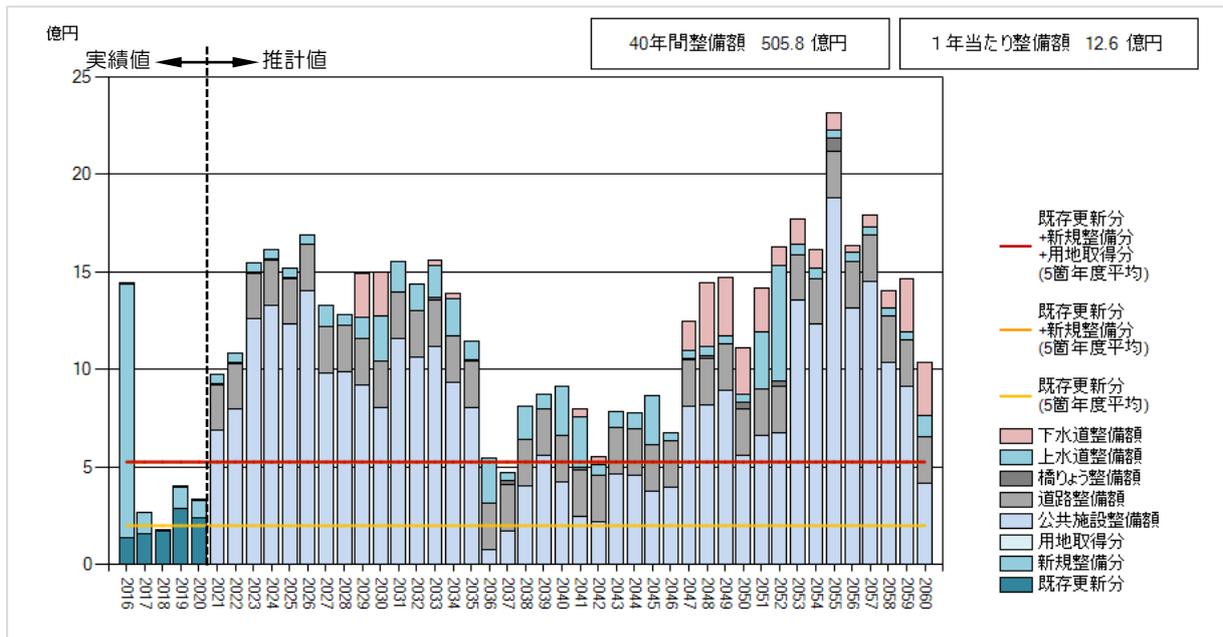
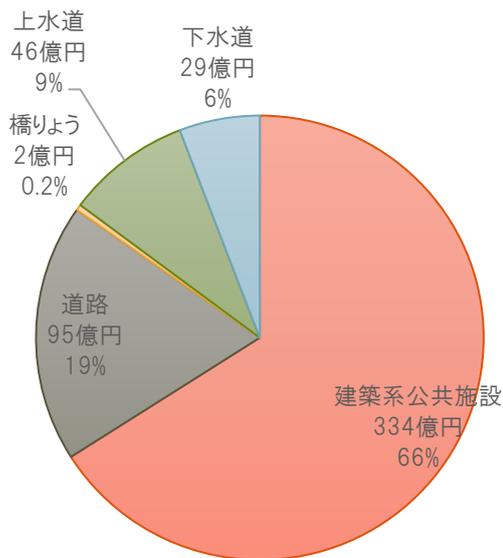


図 項目別40年間整備額構成比



## 4章 現状や課題に関する基本認識

### 1 将来人口の見通し

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和2年の2,004人から、令和27(2045)年には約789人(令和2(2020)年人口の40%)になると予想されています。

利尻町人口ビジョンにおいては、総合戦略における施策効果を期待し、人口減少のペースを鈍化する目標を掲げていますが、令和47(2060)年には1,038人(同52%)と設定しています。

こうした将来の人口減に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

### 2 財政状況から見た課題

令和2年度の普通会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税(地方税)が約2億円で、地方交付税が約22億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の19.4%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は80.6%となっています。

人口減少により町税など自主財源の伸びが期待できない一方で、高齢化率の増加に伴う扶助費等が増加することが見込まれます。そのため、現段階からの財源の確保は当然のことながら、適正な予算規模での行政運営が必要となり、公共施設等についても本町を取り巻く社会経済情勢に対応した、適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

### 3 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本町が保有する建築系公共施設は、123施設、239棟、71,102㎡です。そのほか、道路・橋りょう・上下水道等の土木系公共施設(インフラ)を保有しています。

直近5年平均では、公共施設等全体で投資的経費が約5.3億円/年、維持管理経費が約1.6億円/年を費やして施設等の適切な維持管理を図ってきました。

今後40年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は505.8億円、年平均では12.6億円となり、直近5年の平均の約2.4倍の投資的経費を確保していく必要があります。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が約7割を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

土木系公共施設(インフラ)についても、道路は一定の経費が将来的に必要となるうえ、全ての施設が10年後には減価償却率が概ね6割を超え老朽化が進むことなど、今後は多くの費用が必要となります。まちづくりの方針に併せて土木系公共施設(インフラ)の計画的な管理を進める必要があります。

更新費用の推移をみると、今後40年間で断続的に大きく膨らむ時期があるなど年度によってバラつきがみられるため、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

## 5章 公共施設等マネジメントの理念と目的

### 1 計画の管理方針

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、町と住民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

#### 【理 念】

利尻町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

#### 【目 標】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第一歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の3点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民との協働 : 受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
- ③民間活力の活用 : 可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

### 2 計画の推進体制

総合管理計画の策定に当たり、総務課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。総務課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

以下に総務課の役割を挙げます。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
- ③公共施設等に関して財政担当と密接に連携する。

また、総務課は次の項目を実施していきます。

- ①財政との連携 : マネジメントの基盤となる財政に関し、財政担当と連携を密にします。
- ②住民との協働 : 住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ③職員の意識改革 : 職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

### 3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、次の2点が求められます。

- ・特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

当初計画においては、投資的経費実績を踏まえ、令和38年度までの施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定しており、継続して推進することとします。

令和2年度末時点の保有面積は71,102㎡であり、当初計画時点から2,664㎡(0.6%)増加しており、目標面積まで更なる削減が必要となります。

施設保有面積の削減目標

**令和38年(平成29年度から40年後)までに施設保有面積(平成27年度末)の  
約25%を削減**



## 6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・民間活力の積極的な導入

### 1 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

#### (1) 人口動態などに基じた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

#### (2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

### 2 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

#### (1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や1棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

#### (2) 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としらない人との公平性を考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

### 3 民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営、新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

#### (1) 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

注<sup>1</sup> PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

注<sup>2</sup> 包括的民間委託：『民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式

#### (2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

#### (3) 住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

## 7章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として7項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・統合や廃止の推進方針

### 1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

#### (1) 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、点検・保守・整備などを行い、総合的な管理運営に努めることが必要です。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

#### (2) 施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

### 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・個別施設計画に基づく、施設の適法性の管理、施設の内装・設備等の計画的保全、及び施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

#### (1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃等の維持管理が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化防止と

して重要です。

廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践します。

維持管理は適切に行い、修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

## (2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 適法性の主な管理項目

適法性 管理	関連法 規適法 性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
定期検 査の履 行	定期検 査の履 行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化、再生可能エネルギー利用等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。

そのため、施設の内装・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、本計画の方針に基づく具体的な計画となる個別施設計画による修繕・改修計画の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

## 3 安全確保の実施方針

- 重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- 施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

表 (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容		
大項目	中項目	小項目			
安全性 (つづき)	敷地 安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無	
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無	
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無	
			緊急自動車接近	・道路幅	
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無	
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無	
	保安距離	・危険物から50m以内、200m以内			
	建物 安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度	
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過	
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前	
			耐震診断	・ $I_s$ 値 $>0.6 / 0.6 > I_s$ 値 $>0.3 / 0.3 > I_s$ 値	
			耐震補強	・要・不要	
			耐震等級	・等級	
		免震、制震	・有・無		
	耐風安全性	耐風等級	・等級		
	耐水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度		
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度		
	火災 安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境 安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のPM <sub>2.5</sub> 排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・イソシアネート・スチレンの放散速度	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・ 損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のPM <sub>2.5</sub> 排除状況(年代・部位)	
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
			CCA対策	・木造土台のCCA・有・無	
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
			風害防止性	・風害防止要件の満足度	
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
	障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
	外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			
	耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
				耐用年数(償却)	・法的耐用年数
				構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
			耐久性	外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差
付属設備耐久性				・設備耐用年数(20年)と改修年の差	
不具合 現況				構造不具合	基礎・躯体
外部仕上 不具合		外部仕上 不具合	土台	・腐れ、欠損の状況	
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況	
			屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況	
内部仕上 不具合		内部仕上 不具合	外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況	
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況	
			天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無	

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付 帯 設 備 不 具 合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建 築 設 備 不 具 合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

## 4 耐震化の実施方針

- ・昭和 56 年以前の耐震設計基準に満たない公共施設のうち、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

利尻町耐震改修促進計画と整合を図りながら、旧耐震基準により設計された町有公共建築物について、耐震化対策に沿って耐震診断調査を実施、順次耐震性能の判定を行い、判定結果により補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

## 5 長寿命化の実施方針

- ・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- ・建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って 80 年まで長期使用します。

### (1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

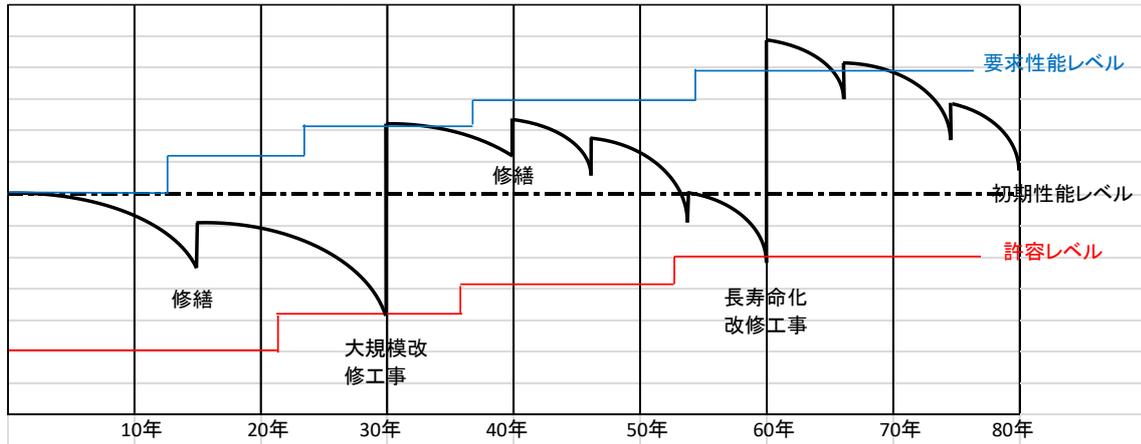
現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

### (2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から30年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から30年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

## 6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「北海道福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

## 7 統合や廃止の推進方針

- ・7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

総合計画の土地利用方針や関連計画との整合を図りながら、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断し、老朽化した施設の改修撤去計画を策定します。

- |          |                |
|----------|----------------|
| ① 施設の安全性 | ⑤ 地域における施設の充足率 |
| ② 機能性    | ⑥ 施設利用率        |
| ③ 耐久性    | ⑦ 費用対効果        |
| ④ 施設効率性  |                |

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	
改善使用	・長期修繕計画の策定	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	
	・建替更新時の規模縮小の検討	
	・多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	
用途廃止	・空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

## 8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

第6章及び第7章の公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針に基づき、施設類型ごとの方針を示します。

なお、個別施設計画にて具体的な取組方針を示すことを基本とするとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、必要となる事業を適切に実施します。

### 1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

#### (1) 町民文化系施設・社会教育系施設・産業系施設

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画(令和3～7年度) :

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	公民館内装・外装改修事業
10 地域文化の振興等	利尻町立博物館増改築事業
	交流促進施設改修事業
	図書室図書整備事業

利尻大志館や利尻町交流促進施設は避難所として指定されているため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき適切な修繕・改修をしながら施設の長寿命化による維持管理を図ります。劣化が進んでいる施設については早期の改修を検討し、対応するとともに、他の施設についても改修等適切に維持管理を行います。

社会教育系施設については、利尻町に関する資料収集、記録・保全と次世代への継承を担っている施設であり、観光拠点ともなっており、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき適切な改善を行い、今後も長期的に活用を図ります。

産業系施設は、町の基幹産業を支える重要施設です。施設の性格上、塩害による建物の劣化も進んでおり、適切な改善を行い、長期的な活用を図ります。

#### 【該当施設】

町民文化系施設：利尻町交流促進施設、利尻大志館、漁民集会所、利尻町役場仙法志支所及公民館

社会教育系施設：利尻町博物館、保津船収納小屋

産業系施設：利尻町種苗生産施設、漁船上架施設駆動装置上屋、漁船上架施設ウインチ上屋、利尻町うに中間育成施設、仙法志漁船上架施設駆動装置上屋、利尻町ウニ種苗中間育成施設

## (2) スポーツ・レクリエーション系施設

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	総合体育館改修事業 (外壁、屋根、暖房設備)
	パークゴルフ場芝張替整備事業
2 産業の振興	観光宿泊施設整備事業
	ふれあい保養施設整備事業
	仙法志御崎公園自然水族館整備事業
	神居海岸整備事業

総合体育館等のスポーツ施設については、住民が安全で楽しくスポーツに親しむことができるよう効果的な管理運営に努めるとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。

レクリエーション・観光施設・保養施設については、利用者が施設を快適に利用できるよう、個別施設計画に基づき施設の安全点検と適切な維持管理を行うとともに、必要な修繕を行います。

ホテル利尻等の保養施設については、町営の宿泊施設及び温泉施設として、多くの町民や観光客に利用されており、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、観光の拠点施設として適切な改善を行い、今後も長期的に活用を図ります。

### 【該当施設】

利尻町総合体育館、仙法志パークゴルフ場休憩施設、天望山スキー場管理棟、町民屋内運動場、ふれあい広場休憩室、利尻町ふれあい保養センター、ふるさと交流施設、ホテル利尻

### (3) 学校教育系施設・子育て支援施設

対象個別施設計画名 : 利尻町学校施設長寿命化計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	沓形小学校改築事業
	情報教育設備整備事業
	学校施設環境改善事業
	学校教育環境整備事業

学校教育系施設については、建物の老朽化や将来の児童・生徒数の推移や地域の実情を踏まえ、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、機能の充実を図るとともに、計画的な修繕、改修を進め施設の長寿命化を図ります。

子育て支援系施設については、仙法志保育所、沓形保育所はともに、各地区で唯一の子育て支援施設であり、個別施設計画に基づき適正な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行います。

#### 【該当施設】

学校教育系施設：沓形小学校、仙法志小学校、利尻中学校

子育て支援施設：仙法志保育所、沓形保育所

### (4) 保健・福祉系施設

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者生活福祉センター施設整備事業
	特別養護老人ホーム環境整備事業
	複合施設整備事業

高齢者生活福祉センターや利尻町特別養護老人ホーム等の高齢福祉施設は、町の高齢者福祉を担う重要施設であり、利用者が施設を快適に利用できるよう、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕、改修等を行います。

#### 【該当施設】

高齢者生活福祉センター、利尻町高齢者共同生活施設「友愛」、利尻町特別養護老人ホーム、ほのぼの荘車庫、利尻町老人福祉センター

## (5) 医療施設

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
7 医療の確保	歯科診療所改修事業
	医療用機械器具整備事業
	病院施設改修事業

杓形歯科診療所、仙法志歯科診療所はともに、各地区で唯一の歯科診療所であり、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、施設の適切な修繕、改修等を行うとともに、設備更新や医療機械の計画的な更新を図り、地域医療の推進に努めます。

### 【該当施設】

杓形歯科診療所、仙法志歯科診療所

## (6) 行政系施設

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	消防庁舎整備事業
	消防団格納庫整備事業

役場庁舎や支所車庫等の庁舎施設については、個別施設計画に基づき、適切な改善を行い、今後も長期的に活用を図ります。

消防署やコミュニティー消防センター、機械器具格納庫等の消防施設については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、適切な修繕・改修による維持管理を行い、施設の長寿命化による長期的な活用を図ります。

そのほかの施設についても、個別施設計画に基づき、必要な改善を行い、適切な維持管理に努めます。

### 【該当施設】

利尻町役場庁舎、仙法志支所車庫、消防署、コミュニティー消防センター、消防吏員待機宿舎、機械器具格納庫、消防格納庫、砕石事業所車庫、水道車庫兼物品庫、利尻町砕石事業所事務所、利尻町除雪センター、仙法志除雪センター

## (7) 公営住宅

対象個別施設計画名 : 利尻町公営住宅等長寿命化計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	公営住宅等整備事業（建替）
	公営住宅ストック総合改善事業
	公営住宅効果促進事業（用途廃止）

公営住宅については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、利尻町公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来動向に沿った建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

### 【該当施設】

泉団地、仙法志団地、富野団地、はまなす団地、富士見団地、緑団地、新湊団地、神居団地、泉ヶ丘団地

## (8) その他

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	火葬場改修事業
8 教育の振興	教員住宅改修事業
	仙法志中学校廃校利用及び改修
	廃校舎整備事業

利尻町葬斎場については、町唯一の火葬場・斎場であり、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、適切な改善を行い、今後も長期的に活用を図ります。

利尻町ふれあい休憩施設は、町の玄関口として、また観光客と地域住民との交流を促進する重要な施設であり、塩害や老朽化による外壁等の劣化が進んでいることから、個別施設計画に基づき、早期に改善を行い、今後も長期的に活用を図ります。

職員住宅や教員住宅については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、劣化状況や利用状況をみながら改修や用途廃止等を行います。

廃校施設のうち、民間事業者に貸付している旧沓形中学校は、個別施設計画に基づき、今後も継続的に稼働できるよう、事業者とも協議のうえ、必要な改善を行います。現在、未活用の旧仙法志中学校については、地区住民とも協議のうえ、活用方法について検討を行います。

その他、上記の施設類型に該当しない施設等については、個別施設計画に基づき、個々の状況に応じ適切な管理を行います。

### 【該当施設】

利尻町葬斎場、ふれあい休憩施設（沓形港ターミナル）、職員住宅、教員住宅、旧沓形中学校、旧仙法志中学校 等

## 2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

### （1）道路・橋梁

対象個別施設計画名：利尻町橋梁長寿命化修繕計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
4 交通施設の整備、交通手段の確保	種富9号線道路改良舗装事業
	神居1号線道路改良舗装事業
	沓形市街63号線道路改良舗装事業
	沓形市街2号線道路改良舗装事業
	沓形市街3号線道路改良舗装事業
	車道利尻登山線交通安全事業
	沓形線交通安全事業
	沓形市街36号線道路改良舗装事業
	沓形線道路改良舗装事業
	蘭泊5号線道路改良舗装事業
	仙法志市街2号線道路改良舗装事業
	沓形市街42号線道路改良舗装事業
	利尻町管内橋梁長寿命化事業

道路については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良による維持管理を図ります。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検を実施し、橋の健全度を把握し、適切な修繕を実施します。

### （2）上水道・下水道

対象個別施設計画名：利尻町特環公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画

利尻町特環公共下水道長寿命化計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	簡易水道施設整備事業
	ストックマネジメント計画における施設改築・更新事業
	機能保全計画における施設改築・更新事業
	浄化槽市町村整備推進事業

上水道は、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、管路の計画的な布設替を実施するとともに、機械設備の更新を計画し、安心安全で安定した水道水の供給に努めます。

下水道においては、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、利尻町特定環境保全公共下水道長寿命化計画等に基づき、下水道管及び下水道施設の点検・診断などを継続的に行い、予防保全的な維持管理を行っていきます。

【該当施設】

利尻町簡易水道沓形地区送水ポンプ室、利尻町簡易水道沓形地区管理室、仙法志簡易水道管理室、沓形水道管理室、仙法志クリーンセンター、利尻町下水道終末処理場、利尻島し尿前処理施設

### (3) 公園

対象個別施設計画名 : 利尻町公共施設個別施設計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	野球場ナイター照明・安定器他取替工事事業
	野球場芝張替整備事業

公園については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別市施設計画に基づき、定期点検を実施し点検結果を踏まえた修繕等の対応により、利用者が安全に利用できる環境を整備します。

【該当施設】

沓形岬公園休憩所、沓形港緑地公園公衆便所97、運動公園、森林公園

### (4) 河川

河川については、適正な整備と維持管理により災害防止を図ります。

## 9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

### 1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定する施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本町の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

表 策定済みの個別施設計画

分類	計画名称
学校教育系施設	利尻町学校施設長寿命化計画
公営住宅	利尻町公営住宅等長寿命化計画
上記を除く建築系公共施設	利尻町個別施設計画
下水道	利尻町特環公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画 利尻町特環公共下水道長寿命化計画

### 2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用町有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、町の各種計画での位置づけや政策課題解決などから町が保有する必要性について検討し、町が保有する必要性が低い資産等については、情報を町内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

### 3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

#### (1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

##### ① 建築系公共施設

建築系公共施設については、総延床面積のうち高い割合を占める公営住宅及び学校教育施設について、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

上記以外の施設については、利尻町個別施設計画を定期的に見直し、長寿命化対策を図るべき施設については、予防保全的な対策の実施による施設の長寿命化とコスト縮減に努めます。

##### ② 土木系公共施設（インフラ）

道路・橋梁・下水道については、各個別施設計画に基づく長寿命化対策を実施し、長期的な維持管理を図ります。

上水道についても、今後個別施設計画の策定を検討し、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

#### (2) 対策の効果額

公共施設等全体について、令和4年度から13年度までの今後10か年において、令和3年3月末時点の各個別施設計画等にて示された長寿命化対策を反映した場合、単純更新した場合の見込みに比べ、45.4億円のコスト削減効果が見込まれます。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 146.2 億円 (14.6 億円/年)	総額 100.8 億円 (10.0 億円/年) 45.4 億円 ( 4.5 億円/年) の縮減

図 長寿命化対策を反映した場合の見込み



※各個別施設計画、過疎地域持続的発展事業計画等の概算事業費を基に算出

## 10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

### 1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- ・ 総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する6つの方針を検討します。

#### (1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本町としては、各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

#### (2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に関われた公共施設を目指します。

#### (3) 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手にアウトソーシングすることを検討し、そのための体制の構築を進めます。

#### (4) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも活用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

#### (5) 財政との連携体制の構築

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

#### (6) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、全職員を対象とした講演会やオンラインによる研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

## 2 PDCAサイクルの推進方針

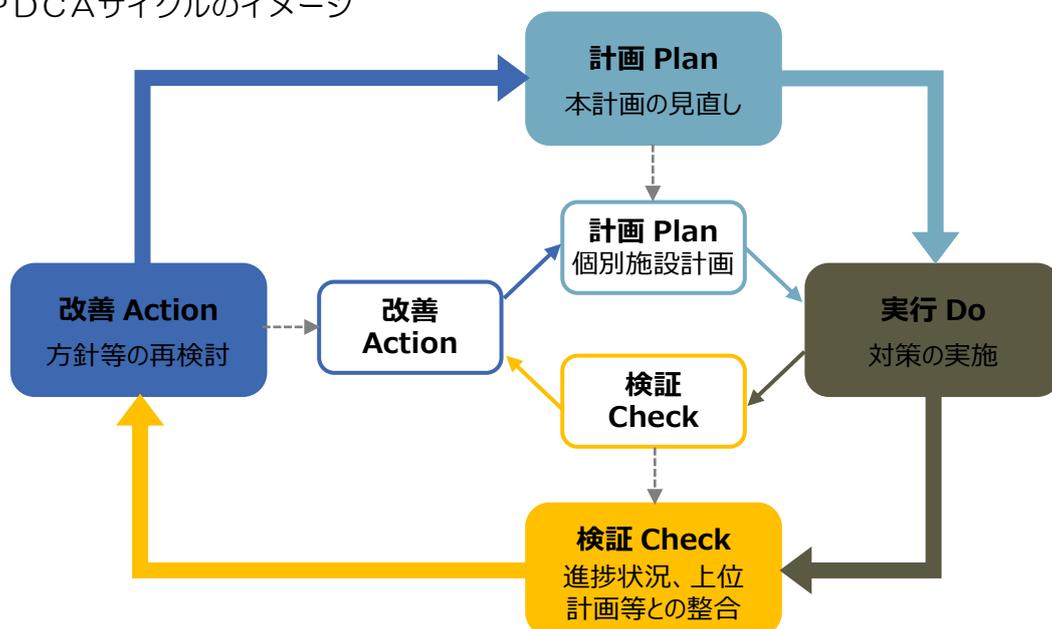
- 本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
- 総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報を共有します。

### (1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、PDCAサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図 PDCAサイクルのイメージ



### (2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づく変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で住民に報告を行います。また必要に応じて、住民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、住民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても積極的に採用します。